

政策資料

No.29 | 《復刊186号》
1990年12月1日

卷頭言 山本正和 1

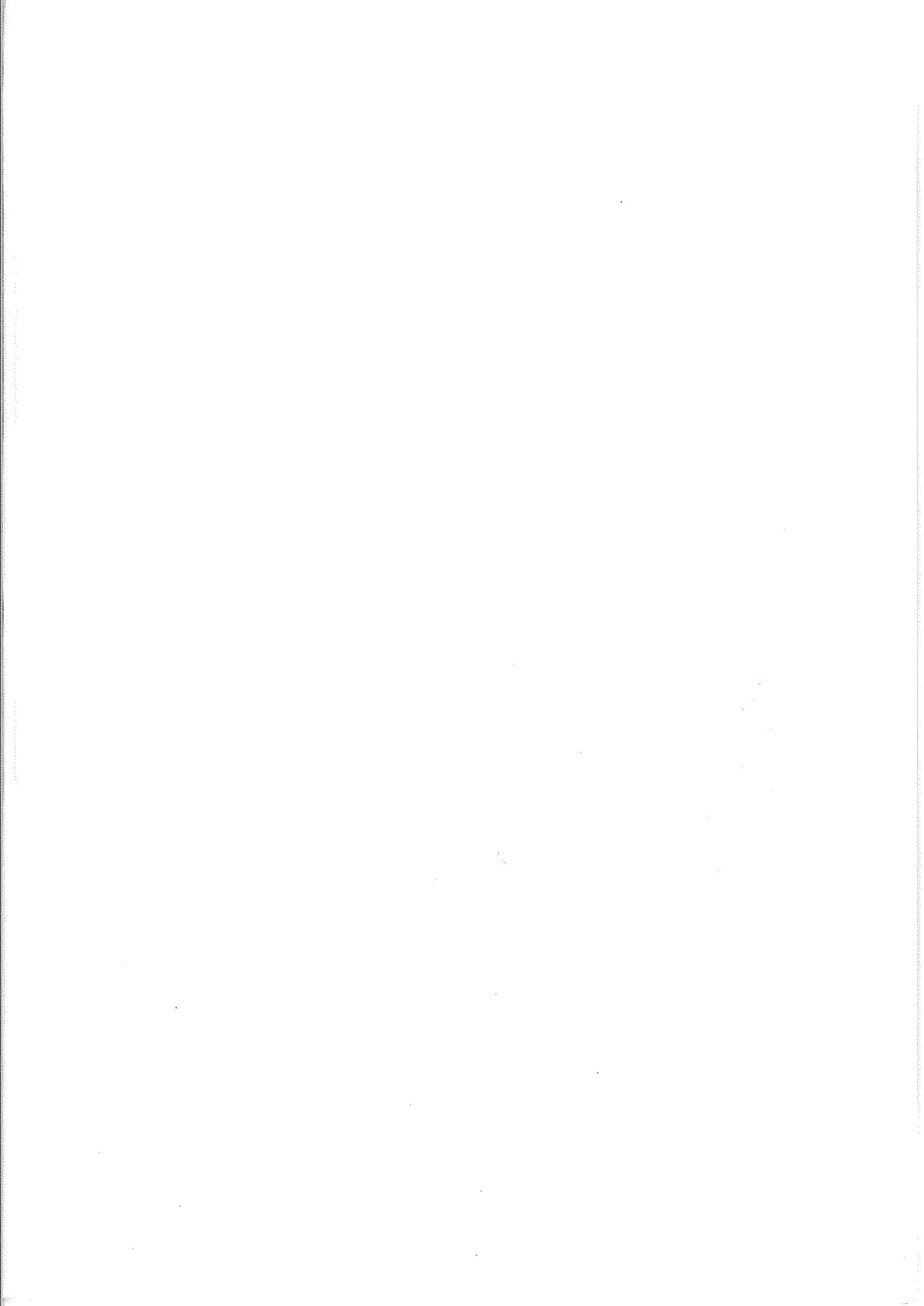
〈特 集〉

第6回日本社会党全国政策研究集会資料

- 『平和の創造』わが党の新しい安全保障政策（中間報告） 2
- 住宅基本法制定に向けて 22
 - 住宅基本法制定に向けての素案 25
- 総合保養地域整備法改正案提出の趣旨
報告について 30
 - 総合保養地域整備法（リゾート法）
改正案の要綱について（案） 32
- 土地税制改革案（中間報告） 34

〈資 料〉

- 日本社会党・自由民主党先遣訪朝代表
団記者会見メモ 37
- 委員長談話（日朝共同宣言について） 38
- 「日朝関係に関する日本社会党・自由
民主党・朝鮮労働党の共同宣言」 39
- 政府の「国連平和協力法」国会提出に
ついて 40
- 「国連平和協力機構」設置大綱 41





協力法案廃案に思う

山本正和

政策審議会副会長

憂国の思いをもつて一万余の詩を作り、病に伏していながらも「青天の霹靂」を夢見た陸游の心境は、三木総理には通じても、海部総理には理解し得なかつたのではあるまい。

ひるがえつて、わが日本社会党

は、結党以来四十年余、さまざまな曲折を経て、ここ数年「政権を

になれる党作り」が真剣に論議され始めている。また、今日のわが國の状況は、政権交替なくしては、

奇しくも、師である故三木総理の出現と、軌を一にした部分が多く

つたのではないか。

しかししながら、彼にとって「青

天の霹靂」という、師たる三木総理の言葉が使えなかつたのではないか。

政治家として総理に就任し、国政を動かすことは、最高

の任務といわなければならぬ。

しかし、そのためには自からを持

敗する。国民が求めようとしてい

る幸せや豊かさは、癒着した政財

界や、国際資本をもまき込んだ、

わが国の上部構造からは到底得ら

れる筈がない。

「老驥懶に伏すも、志は千里に在り」の同志と、若々しい新しい仲間とともに、政権党への道を歩みづけたいものである。

(やまもとまさかず・参議院議員)

国連平和協力法案の廃案が確認され、臨時国会が終了しようとしている。

十月十二日召集の今国会を振り返って何よりも印象を強くしたのは、海部内閣、とくに首相の基盤の脆弱性であった。

海部首相の師とされる故三木総理は、その座につくに際して「青天の霹靂」という言葉を使った。これは中国の五言絶句にあり、南宋の憂国の大詩人陸游の言とされている。

故三木総理は、与党自民党の中で小派閥の悲哀をかみしめながら、しかし憲政の在り方について自からを持されていたのではあるまいか。ロッキード事件の処理や、政治資金規制法等の対応に、与党内のさまざまな制約の中にはあっても毅然として対応されたその姿に政治家として長年の信念を通した受難の時代にあって、作詩一万余首、自分の生涯をかけて金打倒をではあるまいか。

叫んだ憂国の大詩人である。その憂国の思いが長く病に伏していて、突如として竜が躍り出るようになると青空に雷がどろき渡るよう活躍したいという言葉となつた。それが、「青天の霹靂」である。

海部総理の出現に当つても、おそらくは御本人を含めて、予想され得なかつたことがらであろう。

奇しくも、師である故三木総理の出現と、軌を一にした部分が多くつたのではないか。

しかししながら、彼にとって「青天の霹靂」という、師たる三木総理の言葉が使えなかつたのではないか。

政治家として総理に就任し、国政を動かすことは、最高の任務といわなければならぬ。

しかし、そのためには自からを持

敗する。国民が求めようとしている幸運や豊かさは、癒着した政財界や、国際資本をもまき込んだ、わが国の上部構造からは到底得られる筈がない。

「老驥懶に伏すも、志は千里に在り」の同志と、若々しい新しい仲間とともに、政権党への道を歩みづけたいものである。

(やまもとまさかず・参議院議員)

特集

第六回日本社会党全国政策研究集会資料

一九九〇・一〇・七

『平和の創造』

わが党の新しい安全保障政策（中間報告）

日本社会党
安保・自衛隊・軍縮政策委員会

要旨

一、この報告は、冷戦体制崩壊という歴史的な大転換の中にある、日本とアジアの平和と新しい安全保障の枠組みをどのように構成するか、という最も重要かつ緊急の課題に応えようとするものである。

わが党は、ながらく冷戦の終結と軍事同盟の解消を唱えてきたが、世界はまさにこ

かつ連続的に実施されるか、新しい情勢のなかでどのような可能性と課題が生まれてきているか、それらを現在の国際的枠組みや日本国憲法とどのように関連づけるか、など、包括的で整合性のある政策体系として示すことが何よりも重要なことになっている。

この時代の要請に応えることによって、わが党ははじめて「政権を担うる党」として、広範な国民の支持と共感を得ることができるものと考える。

二、この報告は、全部で五章からなっている。下では、もはや一般的な「非同盟・中立、非武装」の主張や、「安保条約解消」「自衛隊解体」のスローガンだけにとどまるることはできない。

この点については、すでにいくつかの考え方方が「石橋四原則」などの形でなされてきたが、これらの党の基本的理念や主張が、どのような過程、手続きを経て、無理なく、

「一、われわれの新しい安全保障の基本理念を——共通の安全保障」では、これら的情勢や諸課題に対処するための基本理念として、「地球人類共同体」としての地球、共通の安全保障、国連中心の国際安全保障の三つを掲げた。

たが、時間的な制約もあり、必ずしも完璧なものとはならず、言葉足らずの点もあるかもしれない。しかし、情勢の基本的な認識、新しい平和と安全保障の課題の設定、そして、その実現のための政策プロセスや手法の提起などについては、その正しさを確信しております、また、従来になく体系的なものとなり得たと自負している。

11 10 9 8 7 6 5 4
INFからSTARTへ
国連の役割の復権
EC統合への歩み
日ソ間の新しい道
南北朝鮮の対話と交流
アジアの社会主義諸国の改革
環太平洋経済圏、環日本海協力の発展
南北の格差と対立

「三、国際安全保障の展開」では、この基本理念に基づいて、国連中心主義と国連の改組・改革の方向、日本の国連協力のあり方について提起している。

全党員のみならず、国民各位の十分な吟味とご批判、ご教示が寄せられることによつて、この報告がより完成度の高い「平和の創造」のプログラムとなることを願つて
いる。

と日米友好平和条約の締結までの間、条約をどのように取り扱い、運用するかについての政策を示した。

日本社会党
「安保・自衛隊・軍縮政策委員会」

目次

条擁護の立場と、現在の自衛隊が違憲の状態であるとの認識を再確認した上で、

はじめに

- | | | | | | | | | |
|------------------|---------------|-----------|------------|------------------|-------------|----------|------------|--------|
| | | | | | | | | |
| 3 | 2 | 1 | 一、 | B、 | 3 | 2 | 1 | A、 |
| 東西ドイツの統一 | NATOと WTO の和解 | ヤルタからマルタへ | 新しい世界像と課題 | アジア・太平洋平和保障機構の構築 | 日本の国連協力のあり方 | 国連の改組・改革 | 国連憲章と日本国憲法 | 国連中心主義 |
| 3 | 2 | 1 | 4 | 3 | 2 | 1 | 3 | 2 |
| 大幅かつ実質的な核軍縮と核不拡散 | 通常兵器の軍縮の促進 | 信頼醸成措置の拡充 | 新しい枠組みへの転換 | 政権党へのアプローチ | 平和・軍縮外交の推進 | 世界史の転換 | 国際安全保障の展開 | 1 |

体制の強化

4 北東アジア非核地帯構想

5 日ソ関係の改善と南北朝鮮の統一

6 アジア・太平洋平和保障機構

7 國際開発協力の改革と充実

四、日米安全保障条約の解消のプロセス

1 安保条約の歴史的意味

2 安保条約の取り扱い

3 安保条約の厳格な運用

五、自衛隊の縮減と改革

1 憲法と自衛隊

2 自衛隊縮減・改革の第一段階……

「当面」過程

3 自衛隊縮減・改革の第二段階……

「中間」過程

4 自衛隊縮減・改革の第三段階……

「究極」過程

むすびに……継続して政策転換を

「究極」過程
チは、日本国憲法や国連憲章が明記した国家
関係、國際社会のあり方と共通する立場には
かならず、二一世紀を展望した社会党の安全
保障政策の展開は、この憲法理念を踏まえ、現
実に進展しつつある世界的な新しい条件と環
境に依拠し、それを発展させるものでなくて
はならない。

2 平和・軍縮外交の推進

はじめに

1 世界史の転換

米ソ両国を中心とする冷戦体制が崩壊する
のに併行するかたちで、それに変わる新しい
安全保障へのアプローチが始まっている。そ
れは「国際的な協調と共同にもとづく安全保
障」の確立をめざすものであり、冷戦後の新
たな世界秩序形成の芽生えにほかならない。

東西対立を基軸とする半世紀近くの冷戦構造
のもとでは考えられなかつた、世界史的な大
転換である。この背景としては、核・生物・
化学など大量殺戮兵器が発達した現代にあつ
ては人類は共に生き残るか、共に死滅するか
の二者択一以外にありえないということが、
事実としても、認識としても広まつたことが
指摘できよう。この平和への新しいアプロー
チは、日本国憲法や国連憲章が明記した国家

は、次の三つである。第一に、冷戦構造の崩
壊によって生まれたグローバルな東西緊張緩
和の潮流を不可逆的なプロセスへと導き、地
域的な対話と安全保障の枠組みづくりを支援
して、地域紛争を平和的に解決すること。第二は、
米ソ両国を中心とする国際的な軍縮を促進
し、世界的な平和の破壊に対する国連の普遍
的な行動に積極的に参加して平和の回復をは
かるとともに、わが国およびその周辺における
戦争と武力行使を未然に防止して、わが國
の安全と平和を確保する国際的な軍縮と平和
協力の推進。第三に、発展途上国の自立的發
展とソ連・東欧の民主化・開放を支援し、こ
れらの諸国の国際システムへの合流を促進す
ることによつて、相互不信や地域的な対立と
紛争の激化を抑制、緩和する経済協力政策の
積極的な展開。

3 政権党へのアプローチ

われわれは、二一世紀を展望しつつ、冷戦
体制崩壊の国際政治のプロセスにおける日本
の新しい進路と安全保障政策を、「恐怖の均
衡」にかわる、リアルで説得力のある「平和
の創造」のための代替的アプローチとして提
示したい。それは、社会党が「政権を担う政
党」へと脱皮するための不可欠な条件である。
このために確立されるべき新しい安全保障政

策は、歴史の教訓に学びつつ、現実の国際情勢に芽生えつつある豊かな可能性に着目し、現実に立脚した代替的な政策の着実な積み重ねを通して、「未来との解垢」（未来における理念への到達）を切り開くものでなければならぬ。したがつてわれわれの安全保障政策は、国際情勢の現実的枠組みのなかで、一国的規範にとどまらず、国際的責任との統合をめざすという憲法の理念を積極的に創造的に適用するものである。

4 新しい枠組みへの転換

われわれがここで提案するのは、二一世紀に向けて「新しくつくられてゆく世界と日本」を展望した安全保障政策の枠組みである。これは「冷戦」と「ソ連脅威論」を克服しつつあるアジア・太平洋地域への日本社会党からのメッセージであると同時に、核の惨害と平和憲法を戦後の原体験とする日本国民の、未來へ向けた新しい国家目標の設定ともなる。

われわれは、「新宣言」で提起している究極目標としての軍備廃絶・非武装・非同盟・中立の basic 理念は堅持する。諸国家の軍備撤廃と国連憲章の下における平和的手段による国際紛争の解決こそ、日本国憲法の精神であり、またゆるやかにあれ、二一世紀の世界はその方向へと人類の歴史を記してゆくと信ずるからである。しかし、われわれは目標達成を

一挙に進めようと思わない。「実現可能なこと」と「将来望ましいこと」との間に、当面・中間・究極の段階を設け、国民に不安や動搖をあたえることなく、さらに国際社会の大きな流れに注目し、あるいは積極的に働きかけつつ、着実に憲法精神の実現をはかつていく。

一、新しい世界像と課題

1 ヤルタからマルタへ

ゴルバチョフのソ連改革（ペレストロイカと新思考外交）と東欧の激動のさなかにマルタで開かれた米ソ首脳会談は、「冷戦の終結」を高らかにうたいあげた。このマルタ会談以来、戦後ながら国際政治の基本軸とされてきた「東西対立」の冷戦構造は、われわれの目前で音を立てて崩れつつある。これによつていま世界は、人類が待望した本格的な緊張緩和と軍縮の新时代を迎えている。

第二次世界大戦の戦後処理に端を発し、米ソを両極とする世界の東西への分裂と対立、核兵器をはじめとする限界のない軍拡競争は、信頼醸成と軍縮の推進、政治・経済・文化・情報などあらゆる分野での対話と協力という方向に大転換をとげつつある。この変化は、単に米ソ二国間だけでなく、ヨーロッパ全域に、さらには世界中に波及しつつあり、多少

の試行錯誤やジグザグは不可避だとしても、今後の国際政治の長期的な基調となるにちがない。われわれはこの情勢を歓迎し、緊張緩和と対話、軍縮の過程をアジア・太平洋においても始動させ、定着させていくことが日本外交の基本的かつ焦眉の急の課題であると考える。

2 NATOとWTOの和解

欧洲における東西対立の最もハードな面を構成していたNATO（北大西洋条約機構）とWTO（ワルシャワ条約機構）の対峙状況

は、冷戦終結の結果として、またその大きな構成要素として、急速に和解、解体、変質の道をたどりつつある。米ソの核軍縮のみならず通常戦力での軍縮、撤兵の合意と実行は、東欧の変革とあいまって欧洲の緊張を一挙に緩和し、WTOは事実上解体、NATOも前方防衛戦略の撤回、軍縮、核を含む柔軟反応戦略の見直し、政治同盟への転換の模索などが本格化しつつある。このような両軍事ブロックの和解までは、一九六九年のブランツ西独首相の東方政策以来の粘り強い努力が存続した。とくにNATOとWTO加盟諸国だけでなくスウェーデンやユーロなど非同盟・中立諸国も含めた三五カ国による「全歐安保協力会議」（CSCE）が、七五年に「ヘルシンキ宣言」（信頼醸成、人権、経済協力の

三本柱) を発し、その後三回にわたる「見直し作業」によってその内容の充実と具体化に成功したことは、きわめて大きな前進であつた。このようなたゆみない対話と信頼の積み上げがあつて、その基礎の上に今日の両軍事プロックの和解と解体への過程が花開いたのである。

3 東西ドイツの統一

冷戦のシンボルとして存在し続けてきた「ベルリンの壁」は一九八九年一二月九日、東ドイツの民衆とその圧力に押された政府当局によつてついに撤去された。両ドイツは、ブランドンの東方政策以後、七一年に「基本条約」を締結して国家承認、七三年に同時に国連に加盟し、欧州の安定に寄与してきたが、それをものりこえる情勢の展開によつて、「国家統合」に至つたのである。九〇年五月には「通貨・経済統合に関する国家条約」が結ばれ、七月一日から社会保障も含めた経済統合が実施された。八月三一日には「両独統一條約」が締結されて、一〇月三日にはベルリンを首都とする政治統合が完了した。統一ドイツはECおよびNATOにもそのまま加盟を続けることになるが、もはや、旧来の「東西のカベ」を超えた形のものであることは明白である。この移行過程において、東ドイツ地域で失業、倒産、インフレなどの困難や混乱が生

じつはあるが、国際的な支援行動が速やかにとられるならば、単にドイツのためだけでなく、今後の東西欧州の協力と統合のモデルとなるう。

4 INFからSTARTへ

全地球的な冷戦終結の所産であり、その象徴の一つとなるものは、核兵器の大規模な削減進展である。米ソ両国だけで五万発とされる核弾頭と四〇五千基・機の戦略的運搬手段は、人類を何回も殺戮しうるものであり、それを「平和と安全の守護神」とする抑止力理論の虚構破綻は誰の目にも明らかであつた。この「人類の愚行」は、八七年のINF(中距離核戦力)全廃棄約の締結とその実施によつて歴史的な転換をみせ、さらにこれは、九〇年六月の米ソ首脳会談でのSTART(戦略兵器削減交渉)の合意に発展してきた。STARTは、核軍拡の上限設定という従来の「軍備管理」とは本質的に異なつて、戦略核の弾頭数と運搬手段を大幅に削減する「軍縮」を内容とするものである。STARTは九〇年中に作業を終え、条約化されることになつており、つづいて「戦略兵器の一層の削減による戦略的安定、透明性、予見可能性の確保」などをめざすSTART IIの交渉が始まることになつてゐる。これらの中には最も困難視されてきた「海の核」の制限が盛り込まれて

おり、海洋核の軍縮への可能性と期待を残している。もちろん、これらだけでは核全廃には遠いが、冷戦の終結、米ソ両国の経済的困難、世界的な反核・軍縮運動の高まりなどは、核軍縮の一層の推進、加速化への強力な原動力たりうるものである。

5 国連の役割の復権

米ソ対立を軸とする冷戦構造のもとで、長い間にわたつて普遍的機能を發揮できなかつた国連は、近年めざましい復権をとげつつある。冷戦構造の崩壊が米ソ両国の主導で進められたとはいへ、八年間にわたるイラン・イラク戦争の停戦をはじめ、アフガニスタン、アンゴラ、ナミビア、カンボジアなどの地域的紛争の和平・調停・監視の実現にイニシアチブを発揮したのは国連であつた。イラクのクウェート侵攻・併合に対しても、国連が国連憲章・国際法違反との宣言を行い、政治的・外交的措置、経済制裁などの国際的な共同歩調をまとめあげ、イラクの不法・不当な侵略を国際的に孤立化させた意義はきわめて大きい。この国連の機能と役割は、飢餓と難民、貧困と人権、公害と環境問題など地球社会の構造的問題でもある南北問題の解決においては一層の期待が高まつてゐる。国際紛争に対する国連憲章の立場は、平和的解決が基本である。冷戦後の地球規模の安全保障の枠組み

を展望したとき、世界各国が国連中心の新国際秩序の形成に収斂し、国連が国際安全保障の中核的機能と役割を果たすことが期待されている。

6 E C 統合への歩み

E C は八五年一二月に採択した「单一欧洲議定書」により、九二年の経済統合へ向けて前進を続けている。これは、域内の関税撤廃、人・物資・サービスなどの移動の完全自由化、公的資格の統一などによる共通の単一市場の形成をめざすものである。また共通通貨（E U C）の採用も日程にのぼろうとしている。このような内部的な統合の進行とともに、E C（一二カ国）はE F T A（欧州自由貿易連合一六カ国）との間でE E S（欧州経済領域）を構成して、「西欧」全体の結びつきを強めているが、今日ではさらにそれを超えて、ハンガリー、ポーランド、オーストリアなどがE C 加盟の意思表示をしており、経済統合は從来の「西」・「東」・E F T A の枠を超える全歐州規模の動きに発展しようとしている。この新しい「ヨーロッパ共同体」の経済的、社会的基礎の創造は、ながらく理念として掲げられてきた「ヨーロッパ合衆国」の実現をも展望させるものである。すなわちこの「プロセスは、各国の国家主権のより高次の「共有・統合」を内容としており、換言すれば、一国主

権の相互縮小と国家間の矛盾、対立の解決策としての「戦争」の放棄・否定を前提とするものであつて、まったく新しい国家運営の時代を告げるものである。

7 日ソ間の新しい道

日ソ関係は、海をへだてた隣国であるにもかかわらず、戦後の冷戦構造の中でながらく「氷結」させられてきた。いま冷戦の終結は、日ソ間の氷を溶かし、新たな交流と協力の道を開こうとしている。最大の障害となつてきた「極東ソ連軍」と「北方領土」問題は、それを解消するための相互のイニシアチブの問題に完全に局面が転回したと言える。数次のゴルバチョフ演説をはじめ、ソ連首脳の発言、日ソ両国の学者などの多様な提案、中国、南北朝鮮、アジア・太平洋に対する国家関係、経済交流、安全保障などの面でのソ連の行動や提案は、もはや単なる「宣伝」として片づけるべきでなく、真剣かつ柔軟な対応が必要である。とくに日ソ間での軍事的な信頼醸成措置の積み上げ、米国を含めたアジア・太平洋地域での安全保障体制の構築のための多国間対話の開始と継続、これらと同時に、人的、文化的な交流、経済的、技術的な協力を推進することなどは、それら 자체が持つ価値だけでなく、両国民の相互理解と意識の変化をもたらすうえでも、きわめて大きな意味を持つ。

北海道でのコースチャ君の緊急受入れと治療が呼び起こしている共感と友好の波紋は、このような相互のイニシアチブの意義の大きさを示している。

8 南北朝鮮の対話と交流

朝鮮半島は、ドイツと異なり、冷戦体制下に激しい「内戦」を経験し、これに米・ソ・中・日などの周辺大国が関与したことによつて、北東アジアの最も緊張と対立の激しい地域として今日まで存在しつづけてきた。南北間で断続的に試みられてきた対話は、それぞれの内外の政治的条件・環境のゆえに、「失敗の歴史」であった。その朝鮮半島に、いま大きな変化が訪れるようとしている。冷戦の終結とそれをもたらした諸条件は、中ソと韓国との経済交流、外交関係の開始、日米と朝鮮との対話・交流や外交的接触の開始など、従来の「敵視と分断」の立場を超えた、いわゆる「クロス交流」の発展をもたらしている。朝鮮民族の最大の悲願である「自主的・平和的統一」は、このような外部環境の改善もさることながら、何よりも南北両政府と国民の意思と努力こそが基本である。この点でも、九〇年九月に初めて実現した南北首脳会談は、大きな期待を抱かせるものであつた。南北双方には、依然としてテーマや方法の上の相違があり、また、国連加盟問題も、複雑な政治

的連立方程式の一つである。しかしわれわれは、同程度に困難な「結び目」がドイツにおいて平和的に解かれるのを見た。対話と統一による朝鮮半島の平和の実現がアジアにもたらす平和と安定の比重の大きさから、そのための国際的環境づくりを今後とも推進する。

9 アジアの社会主義諸国の改革

画一的な国有経済、硬直的、特権的な官僚主義、過大な軍事負担、西側による経済的、技術的な「封じ込め」などは、社会主義諸国において深刻な経済的困難や、技術的立ち遅れ、国民の自由と創意・自発性の欠如をもたらし、その悪循環を生み出してきた。アジアでは、中国において先鞭をつけられた経済改革は、一定の前進をみせようとしたが、それにふさわしい政治的、社会的な民主化、分権化、自由化を伴わなかつたために、新たな矛盾を生み出した。ソ連、モンゴルなどは、むしろ政治的改革が先行しているが、逆に経済的困難・混乱が深まる懸念が強い。朝鮮民主主義人民共和国は、第三世界との交流は積極的であつたが、世界市場における先進国の支配力と孤立化政策のカベに阻まれ、一定の自給経済を支えてきた強固な国民組織体制の改革もにわかにできないと思われる。しかし、冷戦の終結を新たなテコとして、各国とも西側との経済・技術上の交流、協力を長期的な価値、

重要性を見出しており、これに積極的に応えることが広く深い基盤をもつた国際的な平和と安定をつくりだすことになる。アジア社会主義の国内改革の進展とそれへの国際的協力は、その人口、資源、政治的、軍事的位置の大きさからも、きわめて大きな必要性と現実性を持つている。

10 環太平洋経済圏・環日本海協力の発展

世界の生産、貿易など、経済面でのアジア・太平洋地域の比重は、近年非常に大きくなっている。この地域は、「昔前までは、「膨大な人口を抱えた貧困なアジアの大海上成長する日本がそびえる」というイメージであつたが、今日では韓国、台湾、シンガポール、香港など「新興工業地域」(NIES) が台頭し、貿易、技術、一人当たりGNPなどで日本につづく、あるいは日本と競合する勢いを見せて

いる。また、これらNISE、ASEAN、中国などは八〇年代を通じて世界平均の二倍かそれ以上の高い成長率を示し、九〇年代においても高成長が見込まれている。環太平洋地域の国内総生産(GDP)は八五年には世界の半分以上に達し、輸出も八七年には世界の約三七%を占めるに至った。中国には一四億人、インドには九億人、インドネシアには一億八千万人、日本とバングラデシュにはそ

れぞれ一億二千万人など、東部および南部アジアには世界人口の六割が生活しており、潜在的需要と必要度はきわめて大きく、高い。したがって、この地域での和平が確保され、米・ソ・中などを含めた経済・技術協力のシステムが確立され、さらに各国内での経済運営と分配のシステムの改革が進められるならば、アジア・太平洋地域の未来は大きく、まさに「二一世紀はアジア・太平洋の時代」も夢ではない。いま、日・中・ソ・南北朝鮮を結んだ「環日本海協力構想」が始まろうとしている。これは、「環太平洋経済圏」の重要な構成要素となるばかりでなく、日本海周辺における緊張緩和と相互協力の促進によつて、日本海を「平和の海」にするという画期的な役割を担うものである。

11 南北の格差と対立の構造

冷戦の終結は、地理的または地球的な大きな希望と可能性を開示しているが、まだに解決されない、あるいは新しく登場してきたグローバルな課題も存在している。その最大のものは南北格差であり、南北・南南の対立構造である。南の諸国の人口は世界の四分の三を占めるのに、生産(GNP)は三分の一にすぎない。つまり、南の人々は先進諸国の人々に比べて、毎年一人当たり六分の一の財しか手にしていないことになる。飢餓、貧困、

疾病、教育と福祉の欠如などが大規模な形で存在し、その上に極端な富裕層、特權層が君臨、人権抑圧も日常化している。これを加え、支えているのは、旧植民地体制に由来し、新しい多国籍企業によるモノカルチャーや経済支配のシステムであり、大量の武器供給・軍事援助の政策などである。また南北諸国間でも、資源大国や軍事大国、経済的成长の出現により、新たな格差が広がっており、これらの矛盾は冷戦の終結にもかかわらず、場合によってはそれをテコとして、地域紛争、国内紛争の勃発、激化さえもたらしている。米ソ、東西の和解は、世界が南北問題に取り組むための良好かつ大きな条件であるが、日本も含めて、従来の途上地域に対する「開発」政策、「援助」政策、軍事的・地政学的戦略論の反省と、「共に生きる」理念の確立、そのための新たな国際的協力の政策とシステムづくりが求められている。

12 核拡散の防止、生物化学兵器の禁止、武器輸出の禁止

米ソによる核軍縮の開始は大きな希望であるが、それ以外の工業国において核兵器の開発、実験、保有がなおも続けられており、近年の原子力開発の広がりや核技術の普及について、「潜在的核保有国・核能力国」が増えている。これらは地域紛争や地域的覇権、「国家

の威信」などを動機とし、理由とするものであるが、それ自体が地域紛争の激化や核戦争の危険を増大させている。この点では、核軍縮は米ソにとどまらず、核兵器の開発・実験・保有の禁止・制限と、査察・検証のシステムを世界的に確立し、核拡散防止を実効あるものにしなければならない。しかし、九〇〇年九月、核拡散防止条約再検討会議が米国等の拒否によつて成績なく終わるなど、なお一層の粘り強い国際世論の結集が必要である。また、生物化学兵器とともに「貧者の核兵器」とも呼ばれる化学兵器は、化学・農薬プラントなどの普及によつて容易に製造でき、制限・検証にも困難が伴う。したがつて化学兵器の禁止・廃棄・査察の体制強化が世界的に急がれる必要がある。核や化学兵器の制限・禁止である。先進大国と、最近では新興工業国も、高価な武器販売の利益と外交戦略の手段としての位置づけから、武器輸出合戦をつづけてきた。その結果は、地域紛争の激化、クーデターやテロの多発、軍事複合体と途上国の軍部の肥大、民衆運動への武力行使の常態化などであり、累積債務にあえぐ途上国における過剰な軍事費という歪みである。われわれは直ちに、世界的な武器輸出の禁止に取り組まなくてはならない。

13 地域環境問題の深刻化

人類の経済活動の「発展」は、従来もさまざま環境問題を引き起こしてきたが、いまではそれが地球規模のものとしても現れてきている。化石燃料の大量消費による炭酸ガスの急増は、地球全体の温暖化をもたらし、海面の上昇（広大な低地の水没）、気象の変動（風土・農林漁業・病虫害の急変）が予測されている。酸性雨（動植物の死滅など）やオゾン層破壊（皮膚ガンなどの多発など）の問題も、被害がガスの発生源地域にとどまらないことを示している。熱帯雨林（酸素供給源・魚介類の生育場・先住民の生活基盤・動植物の種・遺伝子の宝庫）の急減、砂漠の拡大（干害・飢饉・土壤の流失など）、海洋汚染（海の動物植物への有害物質の蓄積、油膜による蒸気発生量の減少と気象変動）、そして原発・核事故も、国境を超えた生態系の破壊・大変化をもたらす。これらは「体制」の如何にかわらず、現在の工業生産の規模・技術様式・政策、そして生活様式にも原因を持つ問題である。また、主たる原因者である先進工業国と、これから工業化しようとする途上国との利害対立、原因地域と周辺地域の対立、「開発」政策と先住民の対立、業種間の利害対立、私たちの生活価値観など、複雑な利害関係がからまりあつていている。さらに、輸血・売血の国際化、人の国際的移動の大規模化によるエイズなどの新しい疾病や難病の世界的蔓延が重大

問題となつてゐる。医学上、政策上、人権上の対応の立ち遅れもあり、集中的かつ国際的な協力体制をつくることが焦眉の急となつてゐる。これらすべての問題は、われわれに人類・生態系の「共生」の理念による国際的な、しかも早急な対策を求めてゐる。

14 麻薬、「ヤクザ」(組織犯罪)などの

国際化

麻薬問題は、現代社会の病弊と矛盾を土壤としつつ、犯罪組織および交通・金融システムの国際化などが条件となって世界的に拡大している。麻薬の产地では、武力衝突または内戦に近い状態もあり、国際政治上の問題ともなつてゐる。すでにこの問題は、国連総会においても取り上げられるに至つた。麻薬問題を含む犯罪組織の国際化も、深核化している。武器の密輸、売買春、闇の資金の移動など、犯罪の国際的ネットワーク化は、一国の取り締まりでは根絶が困難となつており、これも国際的な協力体制をつくることが必要となつてゐる。日本は経済大国(=犯罪の一大市場)としても、いまや国際語となつてゐる「ヤクザ」の発信基地としても、国際的な焦点の一つとなつており、内外へ向けての犯罪組織とその活動の撲滅対策が緊急の課題となつてゐる。これらの背景として見逃すことがでないのは、いずれも多かれ少なかれ、途上

国の民衆の貧困が伏在してゐることである。したがつて、これらの対策には、「取り締まり」と「対処療法」だけでなく、同時に「平和のうちに生きる権利」「健康で文化的に貧富の格差の解消、新しい産業・就業の保障などの対策も必要になることを忘れてはならない。

制度的・国際法的には、いくつかの分野ですでに各種国際機関がグローバルな活動をそれなりに展開し、宇宙、海洋、南極などについて、世界共通の平和利用の方向が強化・定められた。さらには西欧一二カ国は、統一通貨をめぐる分野に拡大され、充実させられる必要がある。ヨーロッパ共同体は、統一通貨をめぐらされた新しい「ヨーロッパ共同体」の歴史を開きつつある。ECと北欧、東欧との間での政治・経済関係の緊密化は、「ヨーロッパ合衆国」さえも展望させるものとなつてゐる。内部での部分的な矛盾や対立は残りつづけるだろうが、戦争という解決方法はもはや不可能であり、その共通認識がこのよくな動きの根底にあり、成熟しつつあるのはまちがいない。

当事国のソ連だけではなく東西欧州、さらには全世界に放射能をまきちらし、核戦争における「核の冬」の予測とあいまつて、勝者なき戦争、人類共倒れの可能性を示した。また、温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、海洋汚染、砂漠化などの「地球環境」問題や、エイズなどの伝染病、難病問題は、国境や地域さえも越えた広がりを持つだけに、国家的利害を越えた国際的・世界的な協力と取り組みなしには解決できない性質のものとしてきてゐる。「平和のうちに生きる権利」「健康で文化的に生きる権利」は、すでにグローバルにしか実現・保障されなくなつてきているのである。

二、われわれの

新しい安全保障の基本理念

……共通の安全保障……

1 「人類共同体」としての地域

地球は人類の共有財産であり、いかなる形の破壊、軍事的示威、侵略の場となることも許さない。経済、交通、情報などの国境を越えた流れと結びつき(ボーダーレス化、グローバリゼーション)が発展するにつれて、「人類共同体」「地球共同体」の理念が現実性を一層強めてきた。 Chernobyl の原発事故は、当事国のソ連だけでなく東西欧州、さらにはソ連におけるゆるやかな連邦制への移行も、同様に戦争に不向きな国家をつくることによつて、新しい安全保障の可能性を増大させてゐる。共産党独裁の崩壊、連邦の権限の各共和国への委譲は、奇襲と大規模攻撃の能力・機会を小さくし、「意図における軍縮」の効果をもつ。加えて、歴史的にも規模的にもきわめて重大な「南北問題」は、大国の勢力圏や

戦略論・権益論にもとづく対処の傾向はまだ根強いが、「人類共生」の理念にもとづかない限り本質的、長期的な解決はないという認識が普遍化しつつあり、この文脈において途上国の大過剰な軍備や独裁、人権侵害問題の解決も図られていくべきである。

2 共通の安全保障

長い間の冷戦構造のもとで、人類を共滅の破局に導きかねない核対峙がつづき、五万発をこえる際限のない核軍拡競争が展開されてきた。その結果、地球は「核の冬」の様相を呈することとなつた。こうした世界的な核危機に対し、スウェーデンの故・パルメ首相、西ドイツのプラント元首相らによって「共通の安全保障」（コモン・セキュリティ）が提唱され、国連にも報告されてきた。この基礎には、社会主義イスター・ナショナルの原則宣言が指摘するように、核の抑止力によつても通常兵器の軍拡競争によつても、持続する平和は保障できないという認識がある。「共通の安全保障」の指導原理は、「互いに相手の安全を保障し、相手に安心を与えることが、とりもなおさず自分の最大の安全につながる」という人類共生の考え方であり、日本国憲法の基調とも共通するものである。「共通の安全保障」は緊張緩和をもたらし、脅威の不安を取り除き、軍事ブロックの対立を克服し、軍縮を促進する。

す。この原理は、全欧安保協力会議（CSC-E）の目的や機構に取り入れられ、西ドイツ・社民党の安全保障政策の基礎にもなつてゐる。ソ連のゴルバチョフ大統領が提唱した「欧洲共通の家」、フランスのミッテラン大統領の「欧洲大連合」の構想とも共通するもので、人類共生の普遍的原理になりつつある。この「共通の安全保障」の考え方は、南北問題や地球環境問題への取り組みにも適用・拡大されつつあり、「軍事力のバリケードから協力のネットワークへ」の動きは、今日たしかな世界的潮流となろうとしている。

3 国連中心の国際安全保障

第二次大戦の終結とともに登場した国際連合は、世界の平和維持、国際紛争の平和的解決、人権と福祉のための国際協力などの「世界連邦」的な役割・機能を担い、めざすものが地のあいつぐ独立などによつて飛躍的に増加し、今日では一六〇カ国が正式加盟、ほぼ全世界を網羅するものとなつてゐる。しかし、

この状況を解きほぐし、国連の役割の拡大、機能の充実に大きな道を開こうとしている。国連は、これまでも世界的な軍縮の促進や各種地域紛争の平和的解決に一定の役割を演じ、また、数多くの国連関係機関・NGOの活動も高く評価してきた。東西関係や地域紛争の問題ばかりではなく、南北問題や地球環境問題の解決のためには、国連の果たす役割は今後いやがうえにも大きい。飢餓と難民、貧困と人権、公害と生態系保全など、今日の世界が直面する広範な問題に対応できる機関として、国連活動およびNGO活動にかけられる期待には大なるものがある、このように冷戦後の世界的な安全保障の枠組みは、国連の役割ぬきに考えることはできず、われわれは国連が国際安全保障の中核的機能を果たすよう全面的に強化・協力していく、その信頼と実績を重ねていかなければならぬ。

三、国際安全保障の展開

A、国連中心主義

1 国連憲章と日本国憲法

国連憲章と日本国憲法は、国際平和の維持と国際紛争の平和的解決、武力不行使の原則という理念においてきわめて共通性が高い。

しかし国連は、「共通の利益の場合」は武力行使を認めている。これは、各国の個別的・集団的自衛権の行使とは区別される「集団的安全保障措置」とも解される。一方、日本国憲法は、「武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」としている。これは日本がかつて侵略戦争を起こした反省から、「國權の發動たる戦争」以外の武力行使等も「永久に放棄」したものである。したがつて日本は、国連の平和維持・平和解決の精神と努力を支持しつつ、それへの協力の仕方については憲法の枠組みで対処することになる。すなわち、われわれは憲法と国連憲章の一致点において、可能なあらゆる「非軍事的協力」をする。同時に、世界的および地域的な軍縮と協力関係をすすめる国際的平和保障体制の構築を、国連の改組・改革をはじめとしてすすめなければならない。

2 日本の国連協力のあり方

国連が真に「平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努め」「平和を愛する諸国民の公正と信義」を体現し、世界が「諸国民の協和による成果を確保」できるようなるために、われわれは全力をあげる。このため、国連の改組・改革、活動の充実について、提案・外交的努力

し当面、改革が進まない段階においても、地域紛争などの平和への脅威が発生しうることの解决のため、最後まであらゆる努力を重ね、当事者と加盟各國に対して自制と国連の努力への協力を促しつづけるよう求める。日本はそのため国連と協力し、また独自にでも、平和的解决への努力を行う。国連において経済制裁などの非軍事的措置がとられる場合は、これに全面的に協力する。また停戦監視団が形成される場合は、これに文民を派遣する。平和維持軍が編成される場合は、その管理下の地域などにおいて行政上・民生上などの業務のために文民を派遣し、資機材等を提供する。ただし、平和維持軍が正当防衛に限られることはいえ小火器の携帯をするということは、武力衝突、武力行使の可能性を排除しておらず、後方支援を含めてこれに自衛隊・自衛官を派遣することはしない。万一、国連軍が結成される場合、その任務は軍事的制裁・鎮圧となることから、日本は憲法上、自衛隊または兵器等（後方支援にわたるものも含めて）の提供はできないし、そのための特別協定の締結も行わないが、国連軍の諸活動とならんが必要となる行政上・民生上の業務に関するて文民の派遣、資機材の提供などは行う。もちろん、周辺国のかかえる諸困難に対する救援、

力、資金的・技術的協力を惜しまない。しかしながら、戦後復興などには全面的に協力する。すなわち日本は、国際社会における「兵役拒否」をして、非軍事的分野における最大の貢献国としての任務を全うする。このため非軍事の「国連平和協力隊」（仮称）の創設を検討する。

3 国連の改組・改革

国連は、「大小各國の同権」を原則とし、総会は平和と安全の維持についての協力に関する一般原則その他を審議・討議・勧告することになっている。しかし、その具体的な平和維持機能については、安全保障理事会に特別の権能を与えており、安保理が任務遂行中のための文民を派遣し、資機材等を提供する。総会といえども勧告できることになつてゐる。また安保理は、「戦勝五大国」（米・ソ・英・仏・中）だけが拒否権をもつ常任理事国として永続的かつ特別の地位と権限を持つてゐる。これは国連の原則とも矛盾するところである。これは国連の原則とも矛盾するところであるが、実際上も、戦後すぐに始まつた冷戦によつて常任理事国が分裂・対立し、国連の平和維持機能をマヒさせることになつた。冷戦の終結は、常任理事国間での意見の対立を縮小させることのできる大きな変化であるが、それでも、「大国支配」の構造は残ることになる。したがつて、総会の権限強化、安保理の改組（たとえば常任理事国と拒否権の廃止、地域代表制を主体とした理事国構成と三

分の二などの多数決の採用など)が行われる必要がある。また、ドイツ、イタリア、日本などの「旧敵国条項」(五三条、一〇七条)は撤廃されるべきである。他方、安保理の機能

癪瘡の苦肉の打開策として生み出され、各種地域紛争の平和的解決や武力衝突の停止に大きな貢献をしてきた「平和維持軍」や「停戦監視団」の活動は、実は国連憲章には何も規定されていない。これらの編成の条件、活動の範囲と方法、加盟国の協力の仕方などについて、明記すべきである。また「国連軍」の編成、活動、各国の協力などの仕方についても具体的な規定はない。しかし、いかなる場合でも、自衛隊・自衛官は「後方支援」を含めて派兵・派遣の対象とならない。国連の一般的な平和保障活動のための恒常的な財政的準備も必要である。このため「国連平和保障基金」を創設し、国際紛争、地域紛争などの平和的解決のための国連の活動、あるいは、周辺国や難民等の国連による救援活動に資金的基礎を与える。このような改革が進み、世界的にかなりの軍縮が達成された場合、最終的な国際安全保障を、現在の規定にある各軍の拠出による「国連軍」に代わって、国連自体が常設の平和維持部隊をもつことも検討課題となろう。また、経済社会理事会の中に、常設の地球環境委員会と地球環境基金を設置すべきである。

B、アジア・太平洋平和保障体制の構築

1 信頼醸成措置の拡充

現状の軍事的構造を前提として、ただちに着手できる安全保障策は、信頼醸成措置である。すでに全欧安保協力会議(CSCCE)の大きな成果の一つとして、東西間のさまざまな信頼醸成措置が提案され、合意され、実施されてきたという事実がある。われわれは、軍事的緊張度が最も高いといわれてきたヨーロッパにおいて、信頼醸成と軍縮がスタートしたという経験をふまえ、軍事構造の非対称性や地政学的複雑性という「アジアの特殊性」をも克服する努力をしなければならない。そのためには、米国の軍事力と極東ソ連軍との間での信頼醸成から積み上げていくことが重要である。すなわち、奇襲攻撃の可能性和相互不信の減少、誤解や誤算による軍事紛争発生の可能性の低減、武力による威嚇の禁止などを目標としつつ、日ソ駐在武官の交流、艦船の相互訪問、ソ連軍と防衛庁・自衛隊のハイレベルの交流、国防予算や平時の司令部・戦力配置などの情報交換、双方の一定規模以上の軍事演習の事前通告と相互視察など、必要かつ可能な方法は多い。すでに米ソ間ではこの種の交流が始まっている。ソ連側からのアプローチもある、来日したシユワル

ナゼ外相が具体的に提案した信頼醸成措置についても積極的に交渉を進め、合意できたものから遂次実施に移すべきである。

2 通常兵器の軍縮の促進

信頼醸成措置の積み上げを基礎として、アジア・太平洋地域において最も均衡破壊的に作用し、平和に脅威をおよぼす可能性のある軍事的能力を相互にみきわめ、その削減・除去を進め、より大きな透明性と予見可能性を確立することが、地域的安定性の強化にとって重要である。NATOとWTOが合意した「歐州通常戦力交渉(CFE)」のための指令が目的として掲げる「通常戦力の安定的で信頼できる均衡を確立し、安定性と安全保障に有害な不均衡や、優先順位の高い課題である奇襲攻撃能力および大規模攻撃作戦能力を除去すること」という枠組み設定は、「アジア・太平洋地域においても必要であり、適用可能である。このように、戦力の運用規制的アプローチとしての軍備管理・軍縮を進めるという段階的プロセスが必要となろう。その際、実態に即した真剣な交渉とともに、相互の譲歩、すなわち自らの軍事的レベルを抑制するだけでなく、むしろ率先して引き下げるというイニシアチブがきわめて重要なになる。そしてこのような軍備管理・軍縮のプロセスこそが、最大の信頼醸成であることを忘れて

はならない。

3 大幅かつ実質的な核軍縮と核不拡散体制の強化

われわれは先に、INF全廃からSTARTへの米ソの核軍縮の肯定的な側面を強調した。しかし一方で、STARTの基本合意が、なお過大な質・量の核兵器の保有と近代化を認め、START IIにおいても戦略核兵器の高度の残存能力システムの優先などが含まれようとしており、さらに大幅かつ実質的な核軍縮、近代化や開発の中止が強く求められる。同時に、SLBMやSLCM・ALCMなど、日本周辺にも多数配備されている核兵器、とくに「海の核」の軍縮について、戦略上、技術上の困難さを超える努力が必要である。この点で、われわれは米ソ両国に対し、STARTおよびSTART IIの促進とともに、その内容の大幅な改善を要求する。また、通常戦力の削減とも大きく関連し、戦略核とも相互補完関係に立つ短距離核・戦術核の撤去と大幅削減も必要である。これはとくに、人工衛星等からの検査だけでは困難であるだけに、軍の組織改編、基地・貯蔵庫・航空機・艦艇等への随时立入検査、製造工場の廃棄と検証など、複雑な問題がからんでくる。しかし、これらは日本への核持ち込み問題や韓国における核兵器問題と直面しており、米ソ間強化するならば、非核地帯は一挙に太平洋の

だけでなく北東アジアの軍縮と非核化の文脈においても追及しなければならない課題である。

4

北東アジア非核地帯構想

日本が空洞化しているとはいへ「非核三原則」をもち、朝鮮半島における緊張緩和と軍縮が日程に上り、その文脈で韓国における戦術核の撤去の可能性が出てきている現在、「北東アジア非核地帯構想」は、必ずしも夢ではなくなってきている。われわれはすでに一九七八年一月、オーストラリア労働党、ニュージーランド労働党、日本社会党の三党間で「アジア太平洋における非核地帯設置に関する共同声明」で合意し、八一年三月には朝鮮労働党と日本社会党の間で「東北アジア地域における非核・平和地帯創設に関する共同宣言」を行った。また、九〇年九月、朝鮮労働党、自由民主党、日本社会党の三党が「核の脅威をなくすこと」で合意したことの意義は大きい。最も狭い日本と朝鮮半島だけでも非核化が実現すれば、それは米ソの戦略配置にも作用し、北東アジア地域全体への波及効果を持ちうる。また、ASEAN五カ国とインドシナ三カ国が非核政策を堅持・強化し、南太平洋非核地帯条約（ラロトンガ条約）が核実験だけでなく核持ち込みについての規制も強化するならば、非核地帯は一挙に太平洋の

広大な面積を履うことになる。われわれは、これらアジア・太平洋諸国と協力し、非核地帯の創設・拡大・強化の国際世論を組織しなければならない。

5

日ソ関係の改善と南北朝鮮の統一

アジア・太平洋地域の安全保障にとって、信頼醸成や軍縮といった軍事面での努力と合わせて、政治的に良好な環境づくりの持つ意味は大きい。軍事は政治の関数の一つという意味においても国際的な政治的関係改善が軍事的な緊張緩和をもたらす上で持つ影響力は重視されなければならない。北東アジア地域において、その意味で政治的環境づくりが急がれるのは、日ソ関係と朝鮮半島である。今、このいすれにも「大和解」の時代が訪れようとしている。ソ連では民主化と分権化がはじまっているが、経済における停滞・混迷と市場原理の導入とがせめぎあつておらず、このような政治過程と経済再建の努力に対しても日本が善意の理解と協力を示すならば、それは日ソ関係の改善と友好の基盤を拡大する上できわめて大きな役割を果たすに違いない。広範囲で長期的な経済協力と人的・文化的の推進は、それ自体の価値とともに、歴史的な相互不信や緊張・摩擦を解消し、政治的な友好関係を熟成させることによって、軍事的対峙状態を溶解させる作用をもつ。北方領

土問題と平和友好条約はこのような視野と過程において解決されるべきものであり、また解決しうる性格の問題である。一方、戦後の冷戦と内戦の結果として分裂が固定化して朝鮮半島は、冷戦の終結とともになう事實上の「クロス交流」の拡大と、民主化と統一を求める民族的熱意・運動の持続的発展が合流し、南北の対話と緊張緩和が本格化するかつてない良好な情勢が成長しつつある。植民地支配と分断固定化に大きな責任を負つてきただ日本は、真摯な態度で朝鮮民族に対して謝罪と反省を行うとともに、対話と緊張緩和、統一への努力・模索に対して友好的な環境づくりと協力をあげるべきである。その点で、九〇年九月の朝鮮労働党・自由民主党・日本社会党の歴史的な三党首脳会談において「日朝関係に関する共同宣言」に合意、署名したことは日本と朝鮮半島の関係を根本から転換する画期的な出来事であるといえよう。

朝鮮半島における「大和解」の実現は、日本との関係ばかりでなく、アジア・太平洋地域全体の平和と安定にとっても、きわめて大きな意義を持つ。この過程で、強制連行問題の真剣な調査と謝罪、賠償、被爆者への治療や補償、サハリン残留外国人問題の解決など、四五年間にわたって放置されてきた具体的課題も早急に取り組まなければならぬ。

6 アジア・太平洋平和保障機構

北東アジアにおける軍事的信頼醸成と軍備管理、軍縮、政治的大和解、経済的・文化的な交流と協力などを推進することによつて、アジア・太平洋地域全体にひろがる平和と協力の道が開ける。この基礎の上に、われわれは「アジア・太平洋平和保障機構」を創設することを提唱する。この機構は、「アジア・太平洋版の国連」ともいうべきもので、地域的な信頼醸成の推進、核および通常戦力の大削減、非核地帯の充実・新設と地域全体への拡大、地域紛争の平和的解決、経済・技術協力と人的・文化的交流の促進とその枠組みづくり、自由と民主主義・人権と公正のレベルアップ、南北格差の是正や環境問題での国際協力の推進など、重要な諸課題に多面的に取り組む包括的な地域組織である。この機構について、われわれは性急に事を運ぼうとは思わない。あらゆる分野での改善と前進の努力を支持し、それを促進する国際的ネットワークをひろげ、それらを可能なところから結合し、やがて包括的な「アジア・太平洋平和保障機構」へと編み上げていくという道をとる。このため、たとえば既存のASEANをはじめ、環太平洋の「アジア・太平洋経済協力閣僚会議」(APEC)の拡大、シエラネガベラ外相が提唱した安全保障(信頼醸成)

のための「アジア外相会議」あるいは「アジア・太平洋サミット」や、国際的な、あるいは市民レベルでの交流・協力の発展、アジア・太平洋諸国の国会議員による「アジア評議会」の常設化など、さまざまなイニシアチブが真剣に検討され、推進される必要がある。

7 國際開発協力の改革と充実

南北問題の解決の重要な一環としての国際開発協力の量的拡充は、いまや世界的な緊急課題であり、九〇年五月の国連総会が「軍事費を削減してその一部を途上国の開発に支出すべきである」との決議を採択したのも当然である。日本は、それに応える責務と能力を持つている。そのためには国民の理解と協力が必要であるが、従来の日本のODAは、その理念、諸原則、体制、方法のいずれも内外の批判にさらされてきた。とくに、途上国の貧富の格差や改革の不徹底、人権侵害などに起因するところが大きい政治的対立、紛争の激化に對して、日米などが「低強度紛争」(LIC)の観点から軍事的・政治的・経済的介入を強める「戦略援助」型の支援策は、国際開発協力の目的からして誤りであるばかりでなく、問題をかえつて複雑にし、内政に対する干渉として紛争の国際化を招くことになり、厳しくチェックされなければならない。わが党は、すでに「国際開発協力基本法案」を国

会に提出し、また、野党四会派で協力して統一案づくりの作業を鋭意すすめているが、その内容は、南北格差と途上国における貧富の格差の解消、途上国とその民衆の自立・自助努力への支援などを目的とし、主権尊重、住民の同意と参加の促進、住民の生活と文化、生態系の保全・向上、人権擁護、軍事転用や国際紛争等の助長の禁止、情報公開などの諸原則を明示し、計画と予算についての国会の承認と関与、実施体制・責任体制の一元化と国民参加、第三者評価の実施などの制度的改革を図るものである。今後のわが国のODAの拡充とその適正な実施のためには、早期にこの基本法を成立させ、国、地方公共団体、NGOなどがそれぞれ独自に、また相互に協力して、真に有効な国際開発協力を実施できるようすべきである。

四、日米安保条約の解消のプロセス

1 安保条約の歴史的意味

日米安保条約が冷戦の落とし子であつた事実を何人も否定できない。冷戦期アメリカのアジア・太平洋政策に日米安保条約は不可欠の道具であった。日本の安全に寄与する以上に「極東における国際の平和及び安全の維持」

のため、在日米軍基地は利用されてきた。だから私たちは「安保繁栄論」の立場には決して立たない。もしそのようない安保認識を持つなら、朝鮮半島の両国民、またベトナムの人々がわれわれに注ぐであろう批判のまなざしを、何一つ理解していないことになるからである。安保条約はなによりアジアの多くの民衆にとって、自分たちに降りかかってくる凶器であった。

いま、冷戦の終結と東西和解の新時代に再会し、われわれは、アジアにおける冷戦のシンボルであつた日米安保条約もまた歴史の寿命を終えつたあるのだと考える。ヨーロッパにおいてNATO条約がゆるやかに脱軍事・政治同盟の歩みを始めたと同じように、安保条約にも「終末へのシナリオ」が用意されるべきである、しかし、われわれは「土井提言」にも示した通り、外交の継続性や条約の順守は重要だと考へるので、終了通告による安保打ち切りを行うつもりはない。日米関係の「新しい革袋」を一方でさぐりつつ、安保の厳格な運用とともに、経済協力・国連協力をより重視して冷戦後の新時代に対応してゆく。

2 安保条約の取り扱い

安保条約は、「国連がその平和維持の機能を果たすようになつたと両国が認めた場合」終了することになっている(第十条)。また、そ

れまでの段階においても、一年前に一方が通告すれば廃棄されることになつていて(同二項)。われわれは、この条約上の権利を留保するが、米国との友好関係、外交関係を尊重し、外交交渉による話し合いで解消をめざす。そして、それに代えて「日米平和友好条約」を締結する。今日の冷戦終結の情勢は、そのためのきわめて良好な環境をもたらしている。しかしその実現までには、一定の時間と条件も必要である。一つには、今年末のSTART条約の調印と、引き続くSTART IIの交渉が、海洋軍縮についてどのような成果・前進をもたらすかを注目したい。米ソ間の海洋軍縮の進展と日ソ間の信頼醸成措置の積み上げは、日米間の軍事的関係にも大きな変化をもたらし、米国にとっての安保条約の意味も変わつてくるであろう。また、現在の情勢は、安保条約解消までの間に、段階的にその機能を制限、縮小することも容易にしている。もう一つは、自衛隊を現在の規模、行動範囲、能力のままにして日本が安保条約から離脱した場合、アジア諸国が抱く不安と脅威はさらに強まるおそれがある。したがって、安保条約の制限的・縮小的運用とあわせて、自衛隊の縮小、削減がともなわなければならぬ。われわれは、このような段階的プロセスを経て、安保条約を解消し、平和友好条約を締結する方向をめざす。

3 安保条約の厳格な運用

安保「条約」を当面維持するにしても、それは自民党の安保「政策」の継承ではない。われわれは冷戦後の国際関係の改善に依拠し、さらには自らそれを促進させる形で、アジア・太平洋地域の平和と安全の新秩序づくりをすすめる。このため、安保条約の枠組みにおいても可能な、軍縮効果、信頼醸成効果のある措置をとる。その一つは非核三原則の徹底化である。政府の説明によつても、日本はいかなる形でも核持ち込みを禁止している。したがつて、たとえば横須賀などを母港とする核巡航ミサイル搭載艦や空母、原潜などに関する疑惑について、アメリカ政府に核不搭載の保証または疑惑艦引き揚げを求め。また、安保条約第六条の事態(極東条項)に関しては、米艦艇などはベトナムに出撃し、直接日本に帰港する場合など、「日本の領海を越えた時点での攻撃命令を受けたので事前協議の対象にならない」というような従来の詭弁によるのでなく、米軍の日本からの、あるいは日本を経由する極東への出撃については、厳密に国連の決定や日本独自の責任ある判断を前提として、いかなる場合も「事前協議」の対象とする。さらに、日本の領域外での日米共同演習は中止する。その基礎となつている「日米防衛協力の指針」(ガイドライン)に

ついても、抜本的に見直す。デタンクトと軍縮の進展により、在日米軍基地の必要度は年を追つて低下すると見られるので、安保条約存続下にあつても基地の返還・縮小は積極的に進め。遊休基地・施設については、ただちに日米地位協定の規定にしたがつて返還要求を行う。基地の新設や新部隊の配備は認めない。住民地域に被害を及ぼす実弾射撃訓練などは中止させ、騒音問題や事故問題など、基地周辺の生活・環境破壊問題についても、交渉を通じて軽減をはかつていく。

日米安保条約解消への過程および新しい平和戦略の概念モデルは、付図1、2に示す通りである。

五、自衛隊の縮減と改革

1 憲法と自衛隊

われわれは、国際紛争解決の手段としての戦争、武力による威嚇とその行使、そのための戦力放棄を規定した憲法擁護の意思をあらためて鮮明にする。また現在の自衛隊が憲法に違反する状態であることも明白だと考え。しかし同時に、現在の違憲状態は、警察予備隊創設以降四〇年におよぶ歳月のなかで、国会における法的手続きをへて今日に至つてゐるのであり、その既成事実に目をつけ

ることはできない。また法的な成立過程を尊重することは議会政党に課せられた義務でもある。憲法の要請と自衛隊の現状の間に存在する矛盾を一刀両断の下に解決し得ない以上、われわれは、以下に掲げる四条件を満足させるよう連続的な自衛隊縮減・改革計画に着手する。

『条件1』 自衛隊の組織・編成・装備・予算を大幅に改組・縮小・廃棄し、国土、領海、領空に限定した防衛能力以上をもつものでないと目に見える形につくり直す。縮減の到達度

『条件2』 自衛隊にかわって育成強化される非軍事的手段による安全保障の施策——平和外交の推進、国連平和維持活動への協力、非核地帯の設置など——により、自衛隊の国家安全保障に占める地位を低くする。他の手段との均衡度

『条件3』 アジア・太平洋の近隣諸国に対し、自衛隊の本質が「構造的非攻撃性」になり、意図において、また能力面をとつても、日本の国土を限定的に防衛するしか用をなさず、かつして海をこえて他国に脅威をあたえるものでないことを、あらゆる機会に、また制度化された信頼醸成措置(CBM)を通じて示す。専守防衛の透明度

『条件4』 自衛隊運用にあたり文民統制の原則をさらに強め、国会の監督権を強化す

るとともに「防衛秘密」の基準を見直して情

報公開を推進し、また隊員への言論の自由保証など隊内民主化に力をつくす!民主的改革の徹底度

われわれは、政権獲得後ただちに四条件達成にいたる自衛隊改革の歩みをはじめ、段階的・連続的な過程を経て、なるべく短い期間のうちに違憲状態を正せるよう最大の努力をはらう。政権を引き継いだ段階での違憲状態を解消するための立法・行政作用は、違憲状態を残存させる行為となるが、われわれは、違憲状態が現実にあるとき、その解消に要する一定の過程は容認されるものであると考える。

2 自衛隊縮減・改革の第一段階 ——「当面」過程

自民党から政権を引き継いだ直後の自衛隊は、限りない違憲状態といつて差し支えないと世界第三位、一人当たり国民負担が年間四万円にもなる防衛費、また「シーレーン防衛」「海上防空」「リムパック演習」に表れた領域外行動の日常化、そしてイージス戦闘システム装備護衛艦の建造やFSX（戦術爆撃機）開発計画にみられる攻撃兵器指向。われわれは、なにより先に、こうした軍拡の惰性を止めることから始めなければならない。しっかりと増勢に歯止めをかけたのち、「四条件」へ

向けた自衛隊縮減政策が開始されるだろう。

社会党はすでに「石橋四原則」という自衛隊改革にあたっての準則をもつており、この原則にしたがつて縮減の規模と速度が調整される。自衛隊改革の基本方針は、廃棄しつつ入れ替える「スクラップ・アンド・オルタナティブ」である。違憲性の強い突出部分の装備や行動をまずスクラップの対象とし、徐々に部隊と人員におよんでいく。代わって文民統制・情報公開・隊内民主化など「ソフトの軍縮」が新たな施策として注入される（付図3参照）。

第一段階における主な施策——「スクラップ策」
* 九〇年代を「軍縮の一〇年」と位置づけ防衛予算の徹底削減をはかる。
* 防衛力整備計画を停止し、以後策定しない。
* 新戦車、イージス艦の発注中止、兵器調達計画の全般的洗い直し。
* FSX共同開発計画の中止を米側と協議する。

* シーレーン防衛、洋上防空作戦を自衛隊の任務から外す。
* リムパック演習、パックエックス演習など領域外における共同演習参加を取り止め

『ソフト軍縮の積み重ね施策』

* 自衛隊改革委の設置——広く国民に開かれた「防衛臨調」のような機構で、自衛隊改革のあり方を論議し意見を答申する。

* 国会の関与強化——安保・防衛委員会を常任委員会とし、部隊視察や資料調査を密に行い、文民統制の実質的担い手となる。

* 情報公開の推進——防衛秘密を大幅に減らす方向で秘密区分の見直しを行う。

* 隊内民主化の徹底——幹部と曹・士間の不必要な壁を取り払い、隊員の勤務条件についてもガラス張りにする。

* 近隣諸国との信頼醸成の確立——改革の実態を知らせ、非攻撃的体質へ転換しつつある事実を確認させるため、情報交換、人事交流を活発に行う。

3 自衛隊縮減・改革の第二段階 ——「中間」過程

好ましい国際環境や安定した国内政局の下で改革のシナリオを描けたとすると、この第二段階において自衛隊改革は一挙に進むことになる。中間過程をへたのちの自衛隊は、それ以前と規模・能力・体質あらゆる面で一変したことが、だれの目にも明らかとなろう。一言で表せば、この段階の改革のねらいは「目に見える専守防衛」を名実ともに完成させることにある。国土の限定防衛のための実力に

自衛隊は改組される。すなわち「クモの巣」型防備体勢への移行である。クモが自分の巣の外まで攻撃力をおよぼせないと同様に、この時期は自衛隊はなお武器と戦力を保有しているとはいへ、国土の外に力をおよぼすものでないことを形における「目に見えるシグナル」で周辺国に伝えられるようになる。

第二段階の主要な施策——『スクランプ施策』

*部隊・人員の大幅削減

*装備面における防衛システムへの転換

*三自衛隊統合による一元的運用

*親善、儀礼をのぞく対外共同訓練の中止

『ソフト軍縮の積み重ね施策』

*「目に見える専守防衛」態勢の明確化

*シーレーン防衛にかかる多国間海上保安協力による海の安全確保

*北西太平洋非核地帯実現

*アジア・太平洋版CSCCEへの参加

*軍縮実施・監視のための資金・技術提供

*国連平和維持活動への積極参加

4 自衛隊縮減・改革の第三段階 ——「究極」過程

一九六一年九月、米ソ両国政府は国連総会に対し、「軍備全廃へ向けた八原則」（マクロイ・ゾーリン協約）を提出した。自衛隊が完全に廃絶されるのは、デタントと各種軍縮交渉がさらに定着・発展し、米ソでかつて合意

された八原則を実現させて、国連の下に普遍的な安全保障の枠組みをみるようになった時である。米ソ合意文書は「全面的完全軍備撤廃のためのプログラム」をつぎのように描いている。

「諸国家が、国内秩序を維持し、国民の個人的安全を守るために必要であると合意されるような非核兵器、兵力、設備および施設だけを所有すること、また、諸国家が国際連合平和軍のため、取り決められた人員を維持し、提供すること、を保証すべきである。この目的のために、全面的完全軍備撤廃のためのプログラムは、あらゆる国の軍事施設に関して、

- a、軍隊の解散、基地を含む軍事施設の解体、武器の生産の中止、ならびに武器の廃棄または平和的利用への転換
- b、核・化学・細菌学兵器、その他の大量破壊兵器のすべての貯蔵令の排除、およびそれら兵器の生産停止
- c、大量破壊兵器のすべての送達手段の排除
- d、諸国家の軍事的努力を組織化するためにもくろまれた機構と機関の廃止、軍事訓練の停止およびすべての軍事訓練機関の閉鎖
- e、軍事支出の停止

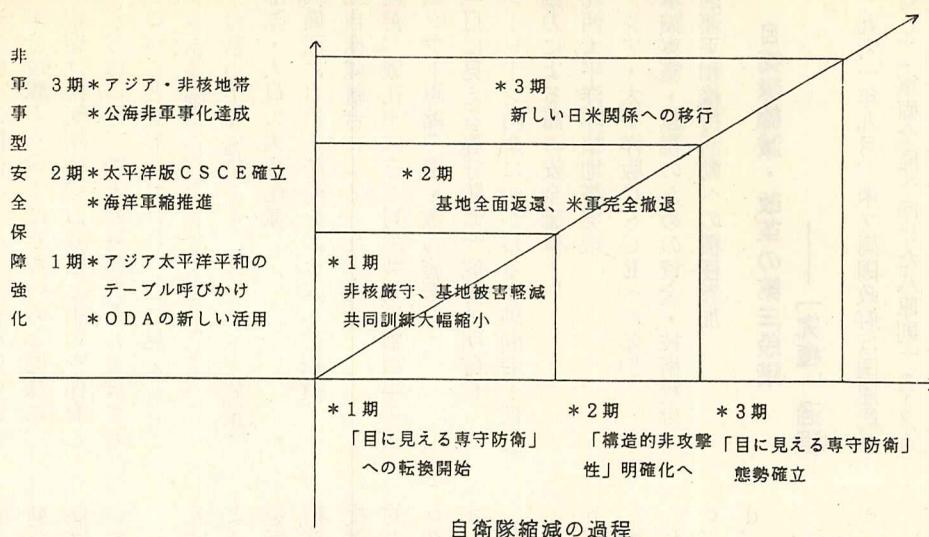
いつ、このプログラムが現実のものとなるか、今日の段階で正確に見通すのは困難である。しかし、デタント（緊張緩和）からアント（協調）へと形容される時代潮流がそ

の方向へ動いていっているのは明らかであり、われわれは、できるかぎり日本をこの潮流の先頭に立たせたいと考えている。各国軍が廃止されゆき、国連平和軍のみある時代に至ったならば、その段階をもつて自衛隊も廃止され、一部は警察、海上保安庁に吸収され、他の一部は災害救援組織となり、さらに一部は国連平和部隊のための「取り決められた人員」として維持されることになろう。

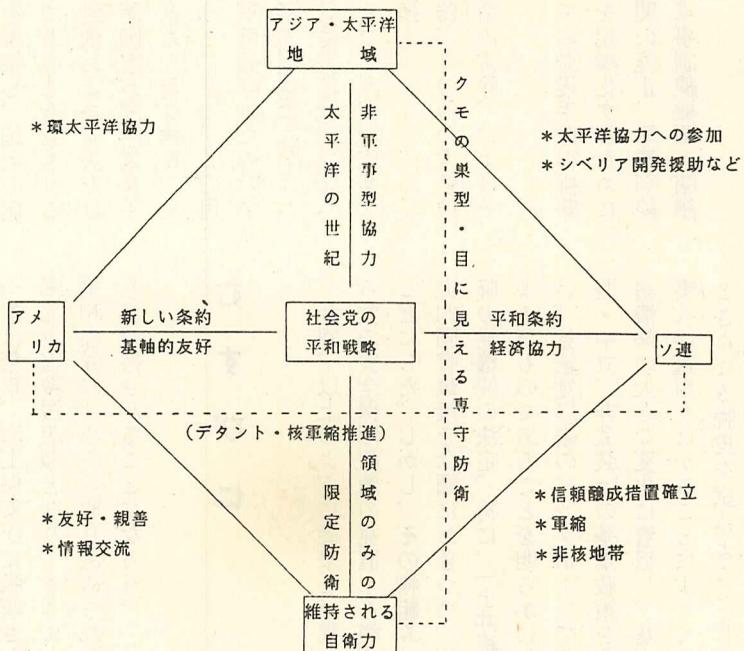
むすびに

今回、以上のように従来とは異なる視点から党の安全保障政策の見直しを模索してみることにした。しかし、その枠組みは、党の歴史的固有政策を念頭におきつつ、「新宣言」以降の党機関の決定、特に、「土井提言」等を踏まえたものであることを明らかにしておきた。党結党以来のバツクボーンである「非同盟・中立、非武装」の基本政策を今日の内外諸情勢の大きな変化に着目し、基本政策の現実への適用をはかることによつて、政権党へとさらなる脱皮を試みようとするものである。国民の負担に応えていくために、党が果たしていくかねばならない「使命と役割」は、自衛隊が「違憲か合憲か」を追求していくのも大切だが、それ以上に肝要なのは、戦後四

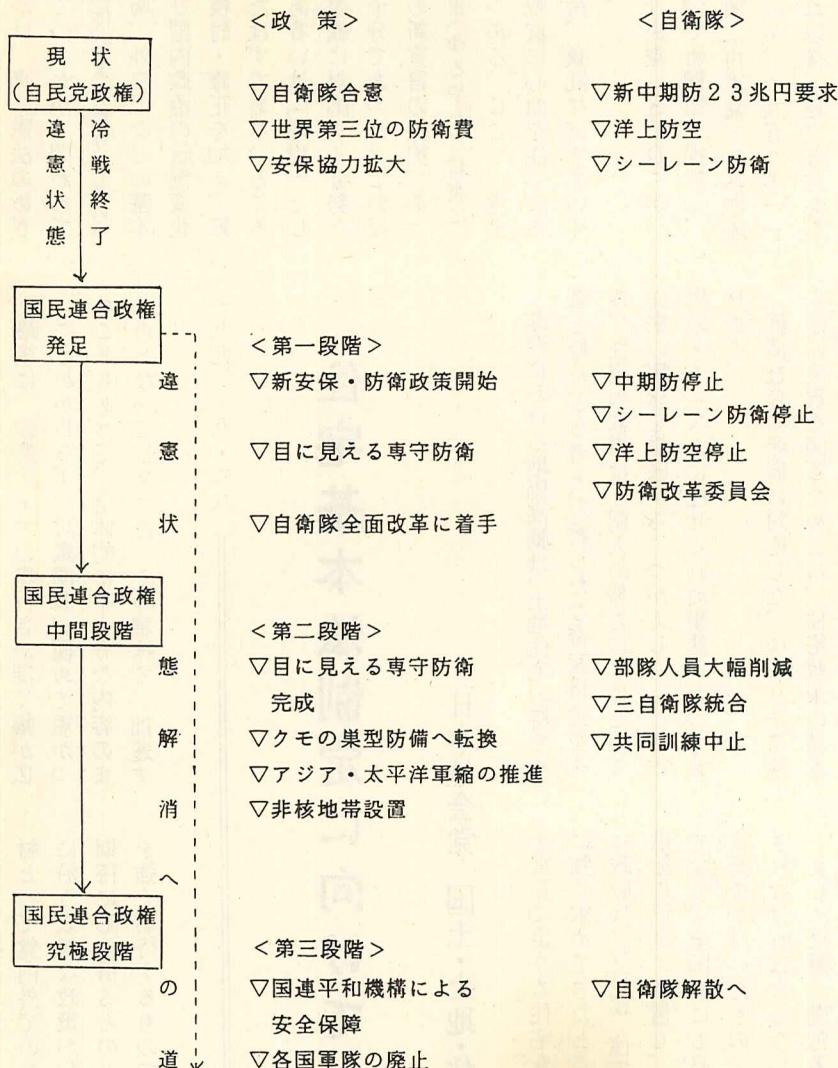
日米安保解消への移行過程（付図1）



21世紀をめざす平和戦略の概念モデル（付図2）



自衛隊縮減・改革へのプロセス（付図3）



〇年余、「増殖、肥大、強化」されてきている

自衛隊にどう歯止めをかけ、真に憲法のめざす「国家像」を実現していくかが、問われているのである。日米安保体制また然りである。

そもそも「安保、防衛、外交」などの基本

政策は、国際情勢および国内政治の状況変化に応じて絶えず、常に検討・修正を加え、転換すべき政策課題だったはずである。ところ

が、わが党は「主義」あるいは「理想」として固定化するあまり、柔軟に対応する姿勢と政策展開がきわめて不十分であった。この反省の集約が一九八六年の新宣言の採択であつた。それ以降、党はいま「ゆるやかで着実に」

改革し、前進を遂げつつある。ここで、党全

体がさらに政権党への脱皮に心血を注ぐならば、名実共に国民の期待、負託に応えていくことができるであろう。

かつて、西ドイツの社民党（SPD）がバーデゴーデスベルク大会で新綱領を採択し、安保（NATO）と防衛（再軍備）の基本政策の一大転換を図ったのが、一九五九年一月だったのである。それ以後、連立与党から政権党へと、一九六六年から八二年まで政権を担うる党に国内的にも国際的にも磐石の基盤を確立したのである。ドイツとわが国との国情、政治環境に違いがあるとはいえ、政権党へと成功した西独社民党の党改革、基本政策転換の歴史過程をもつと参考にすべき

ではなかろうか。

最後に、作業テーマの奥行きが深く幅が広いにもかかわらず、討議時間が極めて短かつたこともあつて、全体的に不十分な内容のまとめとなつてしまつた。その意味で、拙速す

ぎたとの批判は免れないと思う。この案を素材として党内外での討議を重ねて、より現実

に沿う立派な政策が党の総意として、内外の期待に応え得るものとして、決定されることを強く期待するものである。

一九九〇・九・二八

住宅基本法制定に向けて

日本社会党 国土・土地・住宅政策委員会

昨今における地価高騰は、土地住宅の持てる者と持たざる者との新らたな資産格差をうみ、住宅の取得は、個人の努力によるという従来の観念を根底からくつがえし、もはや市場のメカニズムに任せられぬ事態に至つております。

経済社会の発展に対応した、ゆとりある生活の実現を図るために、住宅政策の基本的理念を定め、国・地方公共団体等の施策の基本となる事項を明らかにし、全ての国民にゆとりと豊かさを享受せしめる、住宅総合施策を緊急に推進する必要があります。

社会党は、日本国憲法の精神に立脚し、全ての国民が、健康で文化的なゆとりある生活

リスト・西ドイツの水準に大幅に遅れをとり、

政府自身が設定した「最低居住水準」（四人世帯で三DK五〇平方メートル等）に達していない公共住宅が二七・五%も存在し、全ストックに占める公共住宅のシェアは約七%に過ぎないものであります。

ちなみに、西ドイツの社会住宅は三〇%以上で、イギリスの公営住宅でも二〇%以上の比率を占めております。

このような現況のもとで、まじめに働くあたり前の労働者が、良質な環境のもとに、適正な価格で、住宅を取得することが可能となる為には、まず、人間誰しもが、安心して豊かに住める生活を當なむ権利があることが確認されなければならないものであります。

一般、提案する住宅基本法は、住宅の基本理念を明確にしつつ、国民の現実的な住宅ニーズに答える実施方針をも定めるものであり、その概要は以下のとおりであります。

- 1 住宅政策の基本理念は、すべての国民が地域の特性を生かし、安心して豊かに住める社会の充実をめざしつつ、ゆとりある住生活を主体的に営むことができる権利を有することがあることを確認することあります。

ます。

その為には、良好な住環境の下で、家族構成、世帯の成長の段階等に応じて、適正な負担のもとに、適正な居住水準が確保された住宅に居住することができる政策を実施しなければならないものであります。

2 さらに、この住宅政策の基本理念を達成する為には、従前來の住宅政策の基本的パターンを変更しなければならないものであります。

今日までの政府の住宅政策は、需給見通しによる国のマクロ計画→国の戸数割当→都道府県・市町村の戸数割当→建設→住宅取得との流れを持ち、これを支えてきたのが、住宅設計計画法、住宅金融公庫法、公営住宅法等の住宅法であります。この構図は地価高騰、地域の特性無視の実情の前に破綻し、高齢者・障害者などの社会的ハンディキャップを有する者から適正な住宅を奪つてきたばかりか、いわゆる中堅サラリーマンにまで、住宅取得困難の現況を発生せしめるに至りました。

いま必要なのは、住宅を真に必要としている者に対し、良質な住宅を適正な価格で供給することであり、それには、自治体における住宅供給計画を基本としつつ、国や都道府県が調整し、これを国が財政的に保障するという方式に改めることであります。

す。

日本の政治社会の構図であるトップダウント方式から、国民の現実的ニーズを基礎としたボトムアップ方式に変更しなければならないものです。

本基本法においては、この理念を実施するため、①国及び地方公共団体は、「協力して」個人に対する援助、公共住宅の供給等住宅に関する施策を実施する責務を有することとし、②住宅供給計画についても、住宅に関する調査をしたうえ、国は住宅供給に関する施策の基本となる方針を定めるものとし、住宅供給計画の策定の主体は、都道府県、政令指定都市としたものであります。

もとより、市区町村において、右住宅供給計画にもとづき、地域の特性を生かした街づくりを推進する必要から、具体的な住宅供給の実施計画を策定することを保障し、さらには、大都市地域等における住宅供給を円滑に行うために、特に必要とされる地域に対しては、広域的な住宅行政を押し進めることと致しました。

③市区町村の住宅供給実施策定にあたっては、地価高騰の現状を踏み、住民の負担能力（持家については年収の五倍以下、借家については月収の一五%以下）、地理的条件を調整しつつ、これらに十分な配慮をす

ることとし、住宅価格に地価をはねかえさせぬ方式を取り入れることも重要な視点としました。

④良質な公共住宅の需要に答える為には、公共住宅を全住宅戸数の二〇%程度とすることを目標とし、段階的に供給料を増やすこととし、その為には、公有地（旧国鉄用地を含む）の優先的使用を確保し、入居者の負担能力を考慮しつつ、応益性を勘案した家賃体系を導入するものとしました。

⑤入居希望者登録制度（ウエイティングシステム）の確立は、全ての国民に公平な視点で住宅を早急に取得せしむるためにも必須なものであります。

⑥これらの住宅政策を実施するうえで、最も重要なものは、国における自治体や国民に対する、法制上・財政上・税制上のフローであります。ことに地価高騰という現実を前にした場合、住宅関連公共施設に対する大幅な財政上の保障が必要とされるもので、住宅総合政策推進の為には特定財源を制度化することも急務と思料されます。

とあわせ、ボトムアップ方式による住宅供給計画を実施する為には、自治体の条例制定・人的・財政的確立も重要な要素であります。

3 本基本法は、また、住宅に関する基準等を明記しました。

まず、居住水準であります。国民の適正な居住水準を確保するためには、最低限確保されるべき居住水準（最低居住水準）と、住宅に関する施策の目標となるべき居住水準（誘導居住水準）を定めることとしたうえ、都市における集合住宅とその他の住宅（戸建て住宅）における居住様式の差異等を考慮して、都市居住型誘導居住水準と一般型誘導居住水準の二本立てとすることが必要と思われます。

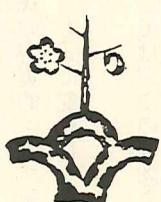
居住水準のうち、全住宅の平均床面積を、西暦二千年を目標とし、現在の八九・三平方メートルから一〇〇平方メートルに引き上げることとし、最低居住水準も現在の五〇平方メートルを引き上げるものとすることとしました。

居住に関する基準につき、今日的課題は居住費の水準であります。そこで、本基本法では、国民の負担能力に応じた適正負担の水準として、世帯総収入の一五%を基準とし、適正負担水準を超える住居費の負担を余儀なくされ、特に援助を必要とする世帯に対しては、援助ができるものとすることが必要であります。

以上、本基本法の特徴の一部を明らかに致しましたが、詳細は住宅基本法大綱より

御理解をいただきたく思います。

住宅基本法の制定は、国民の現実的ニーズであり、今日の最大課題の一つでもありますので、近々の国会におきまして、是非とも法律とさせなければならぬものであります。おわりになりますが、住宅基本法大綱を作成するにあたっては、党住宅基本法作成小委員会及び法案化を積極的に進めてきた党参議院土地・住宅政策委員会の多大な努力のあつたことを報告し、議員各位の更なる御検討・御協力をお願いするものです。



住宅基本法制定に向けての素案

第一 法の目的

この法律は、わが国経済社会の発展に対応したゆとりある住生活の実現を図るために、住宅政策の基本理念を定め、並びに、

日本社会党参議院
国土・土地・住宅政策委員会
住宅基本法案作成委員会
日本社会党参議院
土地・住宅対策委員会

一九九〇・九・二八

住宅基本法制定に

向けての素案

策の基本となる事項を明らかにし、全ての国民にゆとりと豊かさを享受せしめる住宅総合施策を緊急に推進する必要があります。

社会党は日本国憲法の精神に立脚し、全ての国民が健康で文化的なゆとりある生活を営むに足りる住宅を保障することを求めてきたところであります。国民が地域の特性を生かしつつ、安心して豊かに住める住生活を主体的に営むことができる権利を有することを確認し、良好な環境のもと、世代間のライフスタイルに応じた住宅を適正な負担のもとに取得できるよう住宅基本法案大綱を作成しました。

都市における地価高騰は、土地住宅の持つ者と持たざるものとの新たな資産格差をうみ、住宅の取得は市場メカニズムに任せられぬ事態に至つております。

今日、経済社会の発展に対応したゆとりある住生活の実現を図るためには、住宅政策の基本的理念を定め、国・地方公共団体等の施

第二 住宅政策の基本理念

住宅政策の基本的理念は、すべての国民が地域の特性を生かし、安心して豊かに住める社会の充実をめざしつつゆとりある住生活を主体的に営むことができる権利を有することを確認し、良好な住環境の下で、家族構成、世帯の成長の段階等に応じて、適正な負担において、適正な居住水準が確保された住宅に居住することができるようになるものである。

第三 国及び地方公共団体の責務

一 國及び地方公共団体は、第二の基本理念を実現するため、協力して、個人に対

する援助、公共住宅の供給等、住宅に関する施策を実施する責務を有する。

二 国は、住宅に関する総合的な施策を策定し、実施するとともに、地方公共団体の住宅に関する施策の実施に必要な助言、指導、援助等を行うものとする。

三 地方公共団体は、当該地域の住宅事情に対応した住宅に関する施策を策定し、実施するものとする。

第四 国民の責務等

一 国民は、住宅が生活の基盤であること

を認識し、国及び地方公共団体の住宅に関する施策の実施に協力し、居住水準の向上に努めなければならない。

二 事業者は、その雇用する労働者の住宅活動の向上に資するため、国及び地方公共団体等が行う労働者のための住宅に関する施策の実施に要する費用の一部を負担するものとする。

第五 法制上の措置等

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上、税制上及び金融上の措置を講じなければならない。

第六 年次報告等

一 政府は、毎年、国会に、国民の住生活の現状及び政府が住宅に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

二 政府は、毎年、住宅政策審議会の意見を聴いて、住宅に関して実施しようとする施策を明らかにした文書を作成し、国會に提出しなければならない。

第七 住宅に関する調査

一 国及び地方公共団体は、住宅及び住居費負担等の実態並びに国民の住宅に関する意識・要望等を的確に把握するため、おおむね五年ごとに基礎的調査を行わなければならない。

二 国民は、一の調査に関し、情報の提供等に協力するものとする。

第八 住宅に関する基準等

一 国は、国民の適正な居住水準を確保するため、最低限度確保されるべき居住水準（最低居住水準）と、住宅に関する施策の目標となるべき居住水準（誘導居住水準）を定めなければならない。

二 住宅に関する施策の目標となるべき居住水準については、都市における集合住宅とその他の住宅（戸建て住宅）における居住様式の差異等を考慮して、都市居住型誘導居住水準と一般型誘導居住水準の二本立てとする。

三 居住水準の内容としては、居住室数、住宅設備、住居規模等について具体的な水準を掲げるものとする。

四 西暦二千年を目標に、全住宅の平均床面積を現在の八九・三平方メートルから一〇〇平方メートルに引き上げることとし、これに対応し、最低居住水準も現在の五〇平方メートルから引き上げるものとする。

五 誘導居住水準については、全国的な水準のほか、地方公共団体が当該地域の特性等に応じて、より高い水準を設定することができるものとする。

六 良好な住環境の確保を図るため、個々の住宅の居住水準とは別に、居住環境水準を定めるものとする。

七 居住環境水準は、最低限確保されるべき水準としての基礎水準と、政策目標としての水準である誘導水準の二本立てとする。

八 居住環境水準の内容は、災害に対する安全性、日照・通風・採光、騒音・振動・悪臭、住宅の密集度、人口密度、その他について具体的に定めるものとする。

九 誘導水準については、全国的な水準のほか、地方公共団体が当該地域の特性等に応じて、独自に水準を設定することができるものとする。

十 国は、国民の住生活の安定を図るため、国民の負担能力に応じた適正負担の水準を定めなければならない（世帯総収入の一五パーセントを適正負担水準と設定す

る)。

十一 国及び地方公共団体は、適正負担水準

を超える住居費の負担を余儀なくされ、

特に援助を必要とする世帯に対し、援助を行うことができるものとする。

十三 国及び地方公共団体は、最低居住水準に満たない住宅を解消するため、建築制限及び建替え助成等必要な施策を講じるものとする。

第九 住宅供給計画等

一 国は、第七の住宅に関する調査の概要

(速報値)に基づき、住宅政策審議会の意見を聞き、第八に掲げる居住水準及び居住環境水準の確保及び達成のため、国として講じようとする住宅供給に関する施策の基本となる方針を定めるものとする。

二 都道府県及び政令指定都市は、第七の住宅に関する調査の結果に基づき、市町村(政令指定都市を除く)の意向を聴取

し、一の基本方針を参照して、都道府県及び政令指定都市住宅供給計画の案を作成し、国に提出し、国と協議の上、必要な調整を行い、都道府県及び政令指定都市住宅供給計画を策定するものとする。

三 国は、第七の住宅に関する調査結果及び政令指定都市から提出された住宅供給計画に基づき、全国総合開発計画との調

整等、広域的な見地から検討を加え、全國住宅供給計画を策定するものとする。

四 国は、大都市地域等住宅供給を円滑に行うために必要と認める地域について

は、複数の都道府県を対象とした広域的な地方住宅供給計画を策定することができるものとし、計画の策定にあたっては、対象となる地方公共団体と協議し、その意向を尊重するものとする。

五 三及び四の住宅供給計画は、五年ごとに策定するものとし、五カ年間に供給されるべき住宅の目標量、供給の方針、国、地方公共団体等が供給する公共住宅の量等を内容とするものとする。

六 市町村は、都道府県及び政令指定都市住宅供給計画及び第十の住宅地供給計画を実施するにあたり、必要と認められる場合に、具体的な住宅供給の実施方策を明示した市町村住宅供給実施計画を策定するものとする。

二 市町村(政令指定都市を除く)は、第九の住宅供給計画の実施にあたり特に必要となる住宅地の計画的供給を図るために、それぞれ住宅地供給計画を策定するものとする。

三 住宅地供給計画の策定にあたっては、土地基本法の「適正な土地利用の確保を図るための措置」との関係に十分配慮す

第十一 公共住宅の供給等

一 この法律で公共住宅とは、国、地方公共団体、政治関係機関(公団等)、地方公社等が供給する賃貸住宅をいうものとす

る。

七 市町村住宅供給実施計画の策定にあたっては、住民の負担能力(持家については年収の五倍以下、借家については月収の一五パーセント以下)、気象、風土等の地理的条件、土地利用計画、都市計画、建築計画、交通計画等との調整に配慮するものとする。

二 国及び地方公共団体等は、第九の住宅供給計画に基づき、必要な公共住宅を供給するものとする。

三 国及び地方公共団体は、国民の居住水準の向上を図るため、世帯向け賃貸住宅

策定にあたっては、住民その他の関係者の意見を反映させるものとする。

九 この法律において、東京都の特別区は市町村とみなすこととする。

第十 住宅地供給計画

一 国並びに都道府県及び政令指定都市は、第九の住宅供給計画の実施にあたり特に必要となる住宅地の計画的供給を図るために、それぞれ住宅地供給計画を策定するものとする。

二 市町村(政令指定都市を除く)は、第九の住宅供給計画の実施にあたり特に必要となる住宅地の計画的供給を図るために、それぞれ住宅地供給計画を策定するものとする。

の供給に重点を置き、全住宅戸数の二〇パーセント程度を公共住宅が占める程度まで今後段階的に供給量を引き上げていくものとする。

四 国及び地方公共団体等は、公共住宅供給に必要な住宅地を確保するため、国公有地（旧国鉄用地を含む）の優先的使用を認めるものとする。

五 公共住宅の供給にあたっては、高齢者、母子世帯、心身障害者等の住宅の確保に重点を置くものとする。

六 公共住宅の家賃については、入居者の負担能力を考慮しつつ、応益性を勘案した家賃体系を導入するものとする。

七 公共住宅の入居者選定については、入居希望者登録制度を採用するとともに、高齢者等について優遇措置を講ずるものとする。

八 国及び地方公共団体等は、良好なコミュニケーションの形成、良好な居住環境の確保を図るため、公共住宅の維持・管理の適正化に努めるものとする。

九 公共住宅入居者の勤務先の移動、家族構成の変化等に対応して、住み替えが容易になるよう適切な措置を講じるものとする。

十 住宅事情が逼迫している大都市地域等において、民間賃貸住宅を借上げ、公共

住宅として供給する制度を導入するものとする。

十一 国及び地方公共団体等は、最低居住水準に満たない等居住環境の劣悪な公共住宅の建替えを促進するため、必要な施策を講じるものとする。

第十二 持家住宅に対する援助等

一 国及び地方公共団体等は、自らの居住するため住宅を必要とする者に対し、住宅の建設・取得に必要な費用について、長期かつ低利の資金の融通及び税制上の優遇措置を講ずる等の援助を行うものとする。

二 国及び地方公共団体等は、国民の居住水準の向上に資するため、自ら住宅の増改築を行う者に対し、長期かつ低利の資金の融通及び税制上の優遇措置を講ずる等の援助を行うものとする。

三 国及び地方公共団体等は、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、公的資金による分譲住宅を供給するものとする。

四 国及び地方公共団体等は、労働者が協同組合方式等で労働者の資金等を活用して行う住宅・住宅地の供給事業に対し、資金上及び税制上の優遇措置等の援助を行うよう努めるものとする。

五 優良な住宅・住宅地の供給事業に対す

る認定制度を創設し、認定事業に対し、資金上及び税制上の援助を行うとともに販売価格等に対する指導を行うものとする。

第十三 民間賃貸住宅に対する援助等

一 国及び地方公共団体は、良好な民間賃貸住宅の供給を促進するため、公的資金による援助、税制上の優遇措置、利子補給等を講ずるとともに、借家人の選定、家賃等について必要な指導を行うものとする。

二 国は、借家人の居住の安定と賃貸住宅経営の安定化を図るため、必要な法制上の他の施策を講ずるものとする。

第十四 関連公共施設の整備等

一 国及び地方公共団体は、住宅・住宅地の供給に関連して必要となる道路、公園、下水道等の公共施設の整備を積極的に推進し、住宅・住宅地の供給を行う者の負担の軽減を図るものとする。

二 国は、住宅・住宅地の供給に関する必要となる公共施設の整備のため、地方公共団体が負担することとなる財政負担に対し、必要な財源措置を講ずるものとする。

三 地方公共団体は、住宅・住宅地の供給を行う者に対し、住宅・住宅地の供給に関連する公共・公益施設の整備に関し、

過大な負担を課してはならない。

第十五 居住環境改善の方策等

一 国及び地方公共団体は、不良住宅が密集する地区的環境の改善を図るため、改良住宅の建設等の居住環境改善事業を行うものとする。

二 国及び地方公共団体は、木造賃貸住宅等が密集する住宅地域等について、居住者の負担に配慮しつつ、住宅市街地再開発事業等を実施する等都市における居住環境の改善に努めるものとする。

三 大都市における低層住宅地域の高層化を図るため、住宅用用途に対する容積率の割増制度の導入、住宅市街地再開発事業に対する助成の強化等の施策を講ずるものとする。ただし、右施策を講ずるに際しては、従前居住者に対し法制上税制上の配慮をしなければならない。

第十六 集合住宅の管理の適正化

国は、都市において分譲式の集合住宅が増加している現状に鑑み、分譲式集合住宅の良好な居住環境の確保を図るため、管理組合の法人化、標準管理規約の作成、大規模修繕費の積立等集合住宅の管理体制の確立及びその適正化のための施策を講ずるものとする。

第十七 住宅の投機的取引の抑制等

一 住宅が生活の基盤であることに鑑み、

住宅は、投機的取引の対象とされてはならない。

二 現行の住宅・宅地審議会を改編して、ものとする。

二 現行の住宅・宅地審議会を改編して、住宅政策審議会とするものとする。

第二十一 条例との関係

この法律は、地方公共団体がその固有の権限に基づいて、住宅条例を制定し、地域の特性に対応して独自の住宅政策を実施することを妨げるものではない。

第二十二 その他

一 この法律の施行までの間に、住宅建設計画法その他の住宅関係法律の整理を行うものとする。

二 住宅の部品及び設備について、性能保証の制度を導入するものとする。

第十八 住宅情報センターの設置

都道府県及び政令指定都市に、住宅に関する情報の提供、相談の窓口、住宅に関する啓蒙・教育等を行う住宅情報センターを設置するものとする。

第十九 住宅に関する行政組織の整備等

国及び都道府県における住宅に関する行政組織の拡充強化及び行政運用の改善に努めるとともに、市町村における住宅に関する行政組織の整備を強力に推進するものとする。

第二十 住宅政策審議会

一 この法律によりその権限とされた事項及び、内閣総理大臣の諮問に応じ、住宅・住宅地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項について調査審議するため、総理府に住宅政策審議会を設置する



総合保養地域整備法改正案 提出の趣旨報告について

総合保養地域整備法、いわゆる「リゾート法」の改正案提出の経過と概要について報告いたします。

1 去る四月の、党全国大会で、「リゾート法」の大改訂に早急に取り組むよう、強い要望がありました。

これを受けて、六月、政策審議会のなかに、「国土・土地・住宅政策委員会」を設けて、この分野における総合的な政策の検討、立案を図つてまいりました。

そして七月に、この「国土・土地・住宅政策委員会」の下に、他の小委員会とともに、特に、長谷百合子衆議院議員を小委員長として「総合保養地域整備法（リゾート法）改正案作成小委員会」を発足させました。

2 以来、小委員会は六度にわたり改正案の要綱について多角的に検討し、その原案をまとめました。

その小委員会原案を、九月二七日に開かれました「国土・土地・住宅政策委員会」において、ご検討いただき、各委員の方々の総

合的なご意見をいただき、それを加味いたしましたものを、翌二八日の総合政策調査会に提出し、さらにご検討いただき、最終的に原案としてまとめた改正要綱案が、皆さまのお手もとに配付いたしました資料集に集録されているものでござります。

3 本改正案要綱提出の理由につきましては、同要綱をご覧いただければ大筋をご理解いただけます。なお各段階の委員会等でのご意見をも踏まえ、補足的にご説明申し上げます。

4 この「リゾート法」につきましては、三年前の一九八七年五月、第一〇八国会におきまして内閣より提出され、最終的に日本社会党も賛成をして、可決成立した経過がござります。

5 そこで、わが党は、この法案の採決あたり、

⑤ 地域の設定および整備に当つては、地元の実情をふまえ彈力的に対処するよう努めるとともに、地元自治体の自主性を尊重すること、

④ 自然環境の保全との調和に十分配慮し、生活環境対策に努めること、

③ 地価対策に万全を期すること、

② 地域の設定および整備に当つては、地元の実情をふまえ彈力的に対処するよう努めるとともに、地元自治体の自主性を尊重すること、

6 しかし、三年以上経過し、その間、「リゾート法成立」が各地のゴルフ場乱開発の引金となり、さらに、各県のリゾート構想による開発地域の総面積が最終的には国土面積の二割に達すると推定されるごとく、リゾート乱開発による自然破壊や農薬などによる環境汚染問題がにわかに社会問題化し、今日に至つておる次第です。

7 さらには、地域経済への波及効果につきましても、地場産業・雇用・固定資産税等の自治体の税収など、どの面を取つても、地域活性化に貢献するような事例は乏しく、逆に、開発に関与する大企業への土地の売渡し等によって、ますます、農林漁業等の第一次産業の再生を阻害する方向が、見えてくるような

状況になつております。

8 一方、「ゆとりある国民生活」と「滞在型余暇」を保障する「労働時間の短縮」は遅々として進まず、また、業界の調査などによると、宿泊観光旅行一回あたりの宿泊数の平均は約一・八泊、家族四人で三泊四日の旅行をすると三七万円もかかる、という現実も浮び上がつております。

9 このことは、「リゾート法」施行に端を発して、労働者をはじめ国民各層が充実した余暇を楽しむための前提となる施策がなんら効果をあげておらず、さらには、「リゾート法」がその目的でめざした、「すぐれた自然環境の中で、国民が滞在して行うスポーツ、レクリエーション、教育、文化教養等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を行う」という法律上の第一目標と、全く相反する結果となつてゐる、というのが現実であることを、指し示しているわけでござります。

10 わが党が、その「付帯決議」でも念願した、真の地域活性化、自然環境の保全、国民保養地にふさわしい良質で適正料金での滞在条件、等の実現について、ものの見事に裏切られた、といわざるを得ないのであります。

11 結局、「リゾート法」は、「地域活性化」を名目として、「民間活力」という名の企業利潤追求の活路を開き、そのために至れりつくせりの支援措置を講じる結果となつてしまつて

いるのであります。

12 であれば、責任政党として、すみやかに現実を直視し、法の趣旨に照し、早急に抜本的な是正措置を検討し、ほんらいあるべき方向を政策的に提起するのが、国民への責務である、という観点から本改正案の提案に至つた次第でございます。

13 さて、「リゾート法」のもたらした現実とは別に、一方で、この法案のそもそもその趣旨であるところの、労働時間の短縮等による余暇充実の施策、自然環境の保全に十分配慮しつつ国民が適正な料金で良質な施設を利用できるようないくつかの課題が現実化しうる。農林漁業の再生をも含みつつ地方が活性化し、重要ななかつ緊急の課題として、立法・行政的措置を図らねばなりません。

しかし、これらの諸課題は、既存の「リゾート法」とは峻別して、取り組むべきでないかと、考える次第です。

14 というのは、これらの課題を、既存の「リゾート法」改正で行うには余りにも、理想と現実の隔たりがあり過ぎる、からであります。

そこで、今回は「リゾート法」の危剣な側面を徹底的に除去し、今後に禍根を残さない、という視点で改正案を提起し、平行して、今まで述べたような課題に根本から取り組むのが筋ではないか、というのが本改正案提出の基本

的視点であります。

15 そこで改正案の要綱でありますが、さきの「付帯決議」を生かすことに力点を置きつづ……

① まず、対象地域の規模要件を改め、法律の文言から「相当規模」という文言を削除させ、大規模開発への歯止めをかける。

② 「民間活力導入」という名の大企業による土地の買占め、乱開発を止めさせる。

③ 国立公園やその他自然環境保全を図らねばならない地域への開発を止めさせ、自然環境や生活環境の保全に十分配慮する。そのため、主務大臣に環境庁長官を加える。

④ さらに、基本構想に環境影響調査（アセスメント）を義務付け、住民がそれを含めた基本構想案を事前に縦覧でき、意見がある場合は異議申立てができることとし、もつて自然環境生活環境の保全に供する、という仕組みを法案に組み込む。

⑤ 農林漁業の健全な発展に寄与できるように、当該文言を改める。

⑥ 開発業者へのいたれりつくせりの支援措置を廃止する。

⑦ 「リゾート法」による各種規制緩和措置を廃止し、森林・農地・海浜の保全に努める

このようにして「リゾート法」による野放し的開発に厳しく条件を付け加え、環境に

やさしい法律として位置付けたい、というの
が本改正案の要綱の骨子でございます。

なお、労働者・市民のために、ヨーロッパ
型の「低料金、長期滞在型」保養を保障する
ため、新たに、「バカンス法」ともいうべき法
制度を用意することも考えております。

また、地方の過疎地域の活性化には、山村
振興法をはじめ、過疎法、半島法、離島振興
法、その他、地方振興の関連法令を底上げし
て対処することが、正当ではないか、という
ことが、地方の圧倒的な声であることを付け
加えます。

16 皆様方のご意見をいただき、さらに充実
した改正案として、国会に提案してまいりた
いと存じます。どうかよろしくお願ひいたし
ます。

一九九〇・九・二八

総合保養地域 整備法（リゾート法）

改正案の要綱について（案）

1 改正案提出の理由

一九八七年（昭和六二年）、第一〇八回国会
において総合保養地域整備法（以下「リゾー
ト法」と略す）が内閣より提出され、可決成
立した。以来、三年以上が経過して今日に至
つている。

しかし、三年余り経過した今日の時点では、
「リゾート法」にかかる「基本構想」が承認さ
れた地域は二四道府県に及び、基礎調査提出
分を加えた「特定地域」の総面積は、国土面
積の約一七%に相当する巨大な面積となつて
いる。

さらに、基礎調査提出に向けて作業中の構
想が四構想あり、最終的には東京、大阪、神
奈川を除く四四道府県が名乗りを上げるもの
と予想され、これらがすべて出そろえば「リ
ゾート法」の特定地域が国土面積の約二〇%
に達する、といわれている。

「リゾート法」によれば、特定地域の規模
はおおむね一五万ヘクタールとされ、その中
で開発の核となるべき重点整備地区の面積は
おおむね三〇〇〇ヘクタールとされているこ
とを考えれば、リゾート開発はまさに、壮大
な国土「再開発」であり、これは、「リゾート
法」にもうたわっている「自然環境の保全と
の調和」をその根底から覆してしまうもの、
と断定せざるをえないであろう。

しかも、「リゾート法」ではもちろん、「リ
ゾート法」成立の翌月に策定された「第四次
全国総合開発計画」（四全総）をも含めてリゾ
ート開発の上限規制は何も示されておらず、
法的には「天井がない」のである。日本列島
はリゾート乱開発によって自然環境が総破壊
されるおそれがある。

さらに、この「リゾート法」が大きく拍車
をかけた、第三次ゴルフ場建設ブームによる
自然環境破壊、ゴルフ場で使用される大量の
農薬や化学肥料による水源等の汚染問題等
は、「リゾート法」成立直後から全国的な問題
となり、各地で反対運動が展開されている。
我が国のゴルフ場の数は、本年三月現在で
約一七〇六であり、造成中三三五、計画中九
八三を加えるとその数は三〇一四となる。「リ
ゾート法」による開発地域でのゴルフ場建設
計画はさらに凄じく、まさにゴルフ場はリゾ
ート開発による自然環境破壊の先兵である、
といえるであろう。

これに、臨海型リゾートの目玉である「マ
リーナ」建設による海岸破壊、海洋汚染問題
を加えると、山と海の両面からの無秩序な自
然環境破壊がかつて例を見ない規模で進行し
ていくことになるのである。

2 改正案の要綱

(法の目的)

- 1 「相当規模の地域」から「相当規模の」文言を削除するとともに、「自然環境の保全を図りつつ」総合保養地域の整備を行う規定を加える。
- 2 「民間事業者の能力の活用に重点を置きつつ」総合保養地域の整備を行う規定を「民間事業者の能力も活用しつつ」に改める。(対象地域)
- 3 対象地域の規模要件を改め「相当規模の」文言を削除する。
- 4 「国立公園・国定公園の区域、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域については普通地区まで、また鳥獣保護区特別保護地区まで含めて重点整備地区を設定せず、特定施設を設置しない」など、自然環境の保全には十分配慮する旨の規定を加える。(基本方針)
- 5 基本方針を定める主務大臣に「環境庁長官」を加える。
- 6 「主務大臣は基本方針を作成するにあたり、自然環境保全の立場から基本構想が自然環境に与えることとなる影響等について総合的に調査させ、その結果を基本構想に反映させることとする」規定を加える。

7 主務大臣が基本方針を定めようとするときに「関係行政機関の長に協議しなければならない」規定を、「関係行政機関の長の同意を得なければならない」に改める。

展との調和」を「農林漁業の健全な発展」に改める。

(基本構想の実施等)

- 8 基本構想の指針となるべき事項に「基本構想案の住民への縦覧に供する事項」と「基本構想案に対する住民の意見の申立てに関する事項」を加える。

(課税の特例等の廃止)

- 9 基本構想において定めるべき事項に「自然環境に与えることとなる影響等について総合的に調査した結果に関する事項」を加える。
- 10 基本構想において定めるべき事項に「基本構想案の住民への縦覧に供する事項」と「基本構想案に対する住民の意見の申立てに関する事項」を加える。

(地方公付税の不均一課税に伴う措置等の廃止)

- 11 「都道府県は、基本構想案に対する公衆の意見の申立てがあつたときは、これを誠実に処理し、その結果をその申立て人に通知しなければならない」旨の規定を加える。
- 12 「主務大臣が基本構想を承認しようとするとき」に「関係行政機関の長に協議しなければならない」規定を「関係行政機関の長の同意を得なければならない」に改める。
- 13 基本構想において定めるべき事項について「自然環境の保全との調和」を「自然環境の保全」に、また「農林漁業の健全な発展の援助」

(資金の確保の廃止)

- 17 国及び地方公共団体は、特定民間施設の設置を行う者に対する必要な資金の確保に努めなければならないものとする規定を削除する。

18 「(国等の援助)」を「(国等の指導)」に改めるとともに、「その他の援助」の文言を削除する。

(地方公共団体による助成等の廃止)

19 地方公共団体は、総合保養地域の整備を促進するため必要があると認めるときは、

民間事業者に対して出資、補助その他の助

一九九〇・一〇・八

成をすることができるものとする等の規定を削除する。

(各種規制緩和措置の廃止)

20 承認基本構想の実施の促進のための農地法等による処分についての配慮、国有林野の活用、港湾に係る水域の利用についての配慮等を定めた規定を削除する。

土地税制改革案（中間報告）

日本社会党財政金融政策委員会

はじめに

東京圏に始まつた地価高騰は大阪圏へと波及し、さらには全国各地の大都市部にまで波及している。それによって、土地資産の持てる者と持たざる者との資産格差の急拡大、住宅取得の困難や居住条件の悪化、地上げの横行、経済活動の歪みの拡大など種々の深刻な弊害がもたらされている。

このような状況に対応すべく、政府においても土地基本法に基づいた土地政策の抜本改革が日程にのぼり、その中で土地税制の役割が強調されている。現在、政府税制調査会の

う。本集会での論議を受け、さらに土地税制改革論議を深め、党としての方針を決定した

い。

1 保有課税

(1) 「高額土地資産保有税」（仮称）の創設

① 法人・個人所有の高額土地資産を対象とし、相続税評価額を課税標準に、〇・五〇〇・八%程度の税率で毎年継続的に課税する国税として「高額土地資産保有税」（仮称）を創設する。

(2) 農地については、課税標準を農業投資価格とする。

(3) 評価額、面積基準による適切な控除制度を設けるとともに、一定の居住用地、小規模事業用地、公共用地、特定の公益用地等については課税対象から除外する。

(4) 法人税における損金算入は認めない。

(5) 相続税評価額を基準として課税するため、評価体制の整備を図る。

(6) 土地政策、都市計画の推進、公共賃貸住宅建設等生活基盤の整備促進を図るため、地方公共団体の先賣権の保障、国公有地拡大をめざし、収取の一部を譲与として地方公共団体に適切に配分するとともに、残余の収取を特定財源とする。「法人土地増価税」（仮称）の臨時の実施

- (1) 地価高騰によつて生じた土地の含み益を公共の利益として適正に配分し利用するため、法人の土地資産を課税対象とし、土地の再評価額（相続税評価額を基準とする）と帳簿価額との差額に対し課税する「法人土地増価税」（仮称）を臨時的に実施する。
- (2) 税率は五～一〇%程度とし、一〇年間程度の分納とする。
- (3) 中小法人等の負担に配慮し、基礎控除を設ける。
- (4) 公共用地、特定の公益用地等は課税対象としない。
- (5) 帳簿上の評価替えは行わない。
- (6) 「法人土地増価税」の税収は、一定率を譲与税とし、残余を公共賃貸住宅建設等生活基盤整備のための特定財源とする。

(3)

固定資産税等の改革

- (1) 当面、生存権・居住権に配慮しつつ評価の適正化を進めるが、その際、標準税率等を見直し、税率の弾力化を図る。当分の間、原則一本の税率を基本におき、調整可能でかつ不可欠と判断される場合は調整することとし、面積や用途別税率は検討課題とする。
- (2) 評価の適正化を進めるに当たっては、小規模宅地の負担抑制のため条例によつ

て特例の拡充等（具体的に例示すると、現行二〇〇m²以下価格の四分の一を課税標準としているのを三〇〇m²以下価格の五分の一とするなど）を行うことができるうこととし、地価高騰地域において居住の困難が引き起こらないよう十分配慮する。

(3) 都市計画税については、当面の措置として小規模宅地の特例を創設する。

(4) 課税対象の拡大を図るなど、特別土地保有税の改善を図る。

2

市街化区域内農地の課税問題

(1) 三大都市圏の市街化区域内農地については、都市計画への位置付け、線引きの適正化を図るとともに、農地として保全すべきものは新たな要件のもとに生産緑地に編入する。なお、認定条件、および譲渡等の条件については、生産緑地法等の改正を含めて厳しく見直す。

(2) (1)において保全すべき農地として認定されないこととなつたものについては、固定資産税、相続税とともに農地としての特例を認めないこととする。その際、課税標準、税率等に配慮するなど激変緩和措置を検討する。

- (3) 地方公共団体等の先買い権強化を図るとともに、地方公共団体等に対して農地

3

相続税の改革

(1) 当面、路線価を公示価格の八割程度まで引き上げ、課税最低限を引き上げる。

(2) 小規模宅地の面積基準を三〇〇m²（現行二〇〇m²）に引き上げ、評価額の減額率を居住用宅地を含め六〇%とする。

4

土地譲渡所得課税の改革 〔土地増価所得税への改変〕

当面の緊急改革として以下の案を検討し実施する。

- (1) 名称を「土地増価所得税」（仮称）に改める。
- (2) 長期・短期の区分を本則の一〇年に戻し（現行五年）、超短期（現行二年）の期間区分を四年とする。
- (3) 個人の短期譲渡所得については、譲渡

等（保全すべき農地として認定されないこととなつたものを含む）を売却する場合は、相続税猶予における免除制度を認めるなど（その他、譲渡益課税においても軽減措置の特例を拡充する）、公有地拡大策を実施する。

(4) その他都市計画上必要な緑地（市民公園、森林、公園など）についても固定資産税、相続税における特例措置を検討する。

益に対し五〇%（住民税一五%）の分離

課税とする（現行四〇%の分離課税もしくは総合課税による上積税額の一〇%課税の多い方の税額）。

④ 個人の長期譲渡所得については、三〇%（住民税九%）で分離課税することとする（現行四〇〇〇万円以下二〇%、四〇〇〇万円超二五%）。

⑤ 個人の事業所得等とされる短期譲渡所得については、③の改正に合わせるとともに、同長期譲渡については、総合課税を改め三〇%（住民税九%）の分離課税とする。

⑥ 法人の超短期譲渡については七〇%（法人住民税、事業税約一九%）程度で、短期譲渡については六〇%（法人住民税、事業税約一七%）程度で、長期譲渡については総合課税を改め四〇%（法人住民税、事業税約一二%）程度で完全分離課税する。

⑦ 公有地拡大のため、地方公共団体への土地売却に対しては、軽減税率の特例措置を拡充する。

⑧ 特定事業用資産の買換え特例を廃止する。

* 今後、以上の改正の実施状況を勘案し

つつ、小規模宅地等への配慮を前提に特別控除（収用等の場合五〇〇〇万円、公

共団体等による土地区画整理事業等による場合二〇〇〇万円、居住用財産の譲渡の場合三〇〇〇万円等）を、とくに法人

関係については厳しく見直し、さらに他の所得・資産課税との均衡の観点を重視しつつ、長短区分を含め課税のあり方全般について検討を進める。

5 その他

(1) 所得税、法人税関係

① 法人課税における土地取得費の借入金利子の損金算入措置については、四年経過後も当該利子の損金算入を認めないことをとする。

② 優良宅地等に係り多くの優遇措置が講じられているが、事業者段階で優遇するよりは、仮需要を抑えるためにも最終取得者・使用者に対する住宅減税制度の拡充と家賃控除制度の創設を図った方が適切であり、それを実施する。

(2) 公的 土地評価の適正化

① 公的 土地評価の一元化問題については、重要課題として取り組む。当面、個々の政策目的に見合った公的評価の適正化を図る。

② 相続税については、「高額土地資産保有税」「法人土地増価税」の課税標準としても用いられることとなるため、評価の適

正化、評価体制の整備を急ぐ必要がある。

① 地方公共団体の先買い権等を強化し、公有地化を進め、公園、公共・公営賃貸住宅建設等生活基盤の整備促進を図るとともに、そのための財源確保措置とあわせ、公有地拡大のため税制上の措置を講ずる。また、家賃補助制度の拡充などを

図る。

② 公的 土地評価の認定や売買価格、所有者の移動等を適切に把握するとともに、土地に関する情報の整備を進め、その公開制度を充実させる。



一九九〇・九・八

日本社会党・自由民主党 先遣訪朝代表団記者会見メモ

一、自由民主党先遣訪朝代表団並びに日本社会党先遣訪朝代表団は、九月下旬に予定されている、自由民主党訪朝代表団並びに日本社会党金丸信元副総理を团长とする自由民主党訪朝代表団並びに日本社会党田辯誠副委員長を团长とする日本社会党訪朝代表団が訪朝し、日朝関係改善の全般的諸問題について朝鮮労働党と合意ができるよう事前の協議のため九月四日から九月八日まで朝鮮民主主義人民共和国を訪問した。

二、会談は三党共同会談二回自民党と労働党並びに社会党と労働党との個別会談各一回、実務者会談三回さらに三党トップ会談が延べ二四時間に亘つておこなわれた。

三、会談出席者は、自民党先遣訪朝代表団並びに日本社会党先遣訪朝代表団全員と朝鮮

労働党側から党中央委員会書記金容淳国际部長、並びに党中央委員会金養建国际部副部長であった。

四、会談は真剣かつ率直に意見を交わし、友好的雰囲気の中で行われた。特にこの会談の中では朝鮮労働党側より「我々は三六年間の恥辱の歴史は忘れない。日・朝関係改善は過去の歴史的事実に対しても日本側は誠意をもつて謝罪と償いをするべきである」と強調された。このことは日朝関係改善にとって重要な問題であることをお互に確認した。

五、会談の結果、両党先遣訪朝代表団は自由民主党並びに日本社会党の正式訪朝代表団が九月下旬に訪朝し、朝鮮労働党と会談することによって、日・朝関係改善の全般的

諸問題について原則的に合意できるものと確信した。

六、したがつて両党先遣訪朝代表団は朝鮮労働党との間で、自由民主党並びに日本社会党の正式訪朝代表団が九月二四日から九月二八日まで朝鮮民主主義人民共和国を訪問することに合意した。

委員長談話（日朝共同宣言について）

一、「共同宣言」についての党の代表团から連絡を受け、了承を求められました。私は、この「宣言」が歴史的な意義をもつ重要な文書であり、自民党、社会党、朝鮮労働党、三党の共同の意志と責任を明かにしたものであると理解し、これを全面的に支持する、と申し上げました。

二、私は、かねてから日朝関係の眞の和解と正常化のためには「植民地支配に対する謝罪と償い、そして戦後の朝鮮民主主義人民共和国を敵視するような政策をとってきたことを反省し、改善すること」が必要であり、それは「日本民族の道義」であると強調してきましたことは御承知のとおりです。今回の金丸元副総理を団長とする自民党代表团と田辺副委員長を団長とする社会党代表团の御努力で「民族の道義」を実現させるための画期的な第一歩が、踏み出されたことに大きな感動を覚えます。

とくに、金丸さんの今回の御決断、そして「政治生命を賭してこの問題の貫徹をは

かる」とおっしゃったことに対し、改めて敬意を表したいと思います。また、第一八富士山丸問題の解決は、私自身が何回とも要請してきたことであり、感慨無量のものがござります。

この機会に金丸さん、田辺さんをはじめ代表团の皆さんに「御苦労様」とお礼を申し上げさせていただきます。

三、申し上げるまでもございませんが、日朝関係の改善と友好・親善のためには、今日まで無名の幅広いたくさんの皆さんの善意とさまざまな活動がありました。宇都宮徳馬さんや久野忠治さんに代表される著名な政治家および各界の皆さんのお心がございました。そして、日本社会党の先輩たちが、朝鮮労働党と細々とした糸のような関係をつなぎとめるために懸命に努力してくださいました。

いま私は、国際関係においても物事の道理と政治家の誠意こそが、友好の絆であるということを痛切に自覚させられています。

しかし、問題はこれからです。これから私たちは、「共同宣言」にもとづく通信衛星や直行便の問題、在日朝鮮人の法的地位やパスポートの問題、国交正常化の問題、そして植民地支配に対する償いの問題を含む日朝関係改善のためのすべてのことがらについて、政治的信義と信頼を生かすために誠意をもって努力し、自民党をはじめすべての政党政派と協力しながら政府を督促したいと思います。

四、最後になりましたが、今回の両党代表团に対して示された金日成主席をはじめとする朝鮮労働党の皆さん、そして朝鮮人民の御厚志と配慮に心から感謝いたします。

なお、かねてからわが党が招待している朝鮮労働党代表团の一日も早い来日を期待しています。



「日朝関係に関する日本社会党、自由民主党、朝鮮労働党の共同宣言」

自由民主党代表団と日本社会党代表団が一

九九〇年九月二十四日から九月二八日まで朝鮮

民主主義人民共和国を訪問した。

朝鮮労働党中央委員会総書記金日成主席は

自由民主党代表団と日本社会党代表団と会見

した。

会見席上で、金丸信団長と田辺誠団長は朝鮮労働党中央委員会総書記金日成主席に自由民主党の海部俊樹総裁の親書、日本社会党土井たか子中央執行委員長の親書を手渡した。

訪問期間中、中央執行副委員長田辺誠を団

長とする日本社会党代表団と党中央委員会書記金勇淳を団長とする朝鮮労働党中央委員会議院議員金丸信を団長とする自由民主党代表

団間の数次にわたる三党共同会談が行われた。

三党代表団は、自由・平和・親善の理念にもとづき日朝両国間の関係を正常化し発展させることができ両国民の利益に合致し、新しい

アジアと世界の平和と繁栄に寄与すると認めつぎのように宣言する。

1 三党は、過去に日本が三六年間朝鮮人民に与えた大きな不幸と災難、戦後四五年間

朝鮮人民が受けた損失について、朝鮮民主

主義人民共和国に対し、公式的に謝罪を行

い十分に償うべきであると認める。自由民

主党海部俊樹総裁は、金日成主席に伝えた

その親書で、かつて朝鮮に対して日本が与

えた不幸な過去が存在したことについて、「そ

のようない不幸な過去につきましては、竹下

元総理が、昨年三月国会におきまして深い

反省と遺憾の意を表明しておりますが、私

も内閣総理大臣として、それと全く同じ考

えである。」ということを明らかにして、日

朝両国間の関係を改善する希望を表明し

た。

自由民主党代表団団長である金丸信衆議院議員も朝鮮人民に対する日本の過去の植民地支配に対して深く反省する謝罪の意を

表明した。三党は、日本政府が国交関係を樹立すると同時に、かつて朝鮮民主主義人民共和国の人民に被らせた損害に対して十分に償うべきであると認める。

2 三党は、日朝両国間に存在している不正

常な状態を解消し、できるだけ早い時期に国交関係を樹立すべきであると認める。

3 三党は、日朝両国間の関係を改善するために政治・経済・文化などの各分野で交流を発展させ、当面は、通信衛星の利用と、両国間の直行航路を開設することが必要であると認める。

4 三党は、在日朝鮮人が差別されず、その人権と民族的諸権利と法的地位が尊重されるべきであつて、日本政府は、これを法的にも保証すべきであると認める。

三党は、また、日本当局が朝鮮民主主義人民共和国と関連して、日本のパスポートに記載した事項を取り除くことが必要であるとみなす。

5 三党は、朝鮮は一つであり、北と南が対話を通じて平和的に統一を達成することが朝鮮人民の民族的利益に合致すると認められる。

6 三党は、平和で自由なアジアを建設するためには、共同で努力し、地球上のすべての地域で将来核の脅威がなくなることが必要であると認める。

7 三党は、朝日両国間の国交樹立の実現と懸案の諸問題を解決するための政府間の交渉が本年一一月中に開始されるよう強く働きかけることについて合意した。

8 三党は、両国人民の念願とアジアと世界の利益に即して、日本社会党と朝鮮労働党、朝鮮労働党と自由民主党間の関係を強化し、相互協調をさらに発展させることを合意した。

一九九〇・一〇・一五

政府の「国連平和協力法」国会提出について

日本社会党
書記長 山口鶴男

一九九〇年九月二八日

平塚にて

日本社会党を代表して
同 辺 誠

一、政府は、国会招集後の本日ようやく「国連平和協力法案」をとりまとめ、明日の閣議の後国会に提出することになったが、この経緯を見ても政府・自民党内においてさえ、議論が百出したこととともに、海部内閣の「はじめに自衛隊海外派兵のための協力法ありき」の姿勢を暴露したものである。

一、今臨時国会の目的は、中東紛争を平和憲法と国連憲章を踏まえ、わが国がその解決に向けてどのように努力するのか、また、

世界史的な冷戦後の国連を中心とした平和保障の確立のためにわが国がどのように貢献するかについて十分な審議を行うことにあつ。にもかかわらず、国連協力に名を借りて憲法違反の自衛隊の海外派兵を主たる目的とする「国連平和協力法」を国民世論とアジア近隣諸国の批判を無視して強引に提出し、その成立を図ろうとする海部内閣・自民党を代表して

閣・自民党の態度は断じて容認できない。

一、今回の法案は、国連の平和維持軍でもない今回の多国籍軍などへ、自衛隊が部隊ごと併任のまま派遣できるというものであり、明らかに国連協力とは異なるものであつて、自衛隊の海外派遣を禁止した一九五四年の国会決議と歴代政府の見解を反故にするものであり、同時に、憲法の禁止する集団自衛権を容認する狙いが明白であつて憲法に違反することは明々白々である。

一、憲法は今や戦後最大の危機に直面していると言わざるをえない。私は、「青年よ、銃をとるな。婦人よ、夫を、息子を再び戦場に送るな」という鈴木茂三郎元委員長の訴えが今ほど切実感をもつて国民の胸に響こうとしている時はないと思う。わが党は、護憲の党として院内外のすべての力を結集して、明日提出予定の「国連平和協力法」の阻止のために全力をあげる決意である。

「国連平和協力機構」設置大綱 —国連中心の平和協力の推進について—

日本社会党

二一世紀に向けた九〇年代は、冷戦が終結し、軍縮と協調の始まりの時代であり、飢餓や病気そして地球環境の危機など諸々の地球的規模の問題に対し「人類共生」の理念で国際協力を推進すべき時代である。よってわが国は、日本国憲法と国連憲章の基調にたって国際平和の維持、発展と地域紛争の平和的解決のために全面的に協力しなければならない。その中で日本は、今こそ平和国家として国際社会における「兵役拒否」を国家の原則として貫くとともに、非軍事・民生の分野における国際協力に積極的に参加し、最大限の貢献をすべきである。

一、地域紛争に対応する「国連平和協力機構法」の制定

日本は、憲法の国際協調主義・平和主義を基調に、国際的な地域紛争の平和的解決のための国連の諸活動に全面的に協力をするとともに併せて官民を含む国民の協力を寄与することを目的とする。なお、国際

もに、海外の地域における災害等の発生に対する緊急援助を行う。ただし、国連加盟に際して表明した憲法上の制約を踏まえ、日本の国連平和協力は、非軍事的・民生分野に限定される。以上の基本にたって「国連平和協力隊」の創設を中心とする「国連平和協力機構法（仮称）」を制定する。

1 国連平和協力機構法の目的

国連決議と国連の要請に基づき国際平和、安全の確保のために取られる国際的措置への協力を目的とする活動に関連する非軍事・民生分野での以下の協力をを行う。

① 国連平和維持活動にかかる支援並びに

② 民生、行政上の諸活動

③ 選挙、住民投票等の監視と管理

④ 輸送、通信、資機材の維持・補修

⑤ 医療・衛生

⑥ 被災民、避難民の救済

⑦ 紛争による被害の復旧

⑧ 地震災害などにかかる救援活動

⑨ その他政令で定める必要な活動

3 国連平和協力隊の任務

2 国連平和協力活動の原則

- ① 武力による威嚇や武力の行使は行わず、非武装であること
- ② 受入れ国や派遣国の合意を踏まえること
- ③ 敵を持たない平和活動であること

するため、常設の国連平和協力隊（一〇〇人規模）を組織する。

③ 国連平和協力機構の組織及び運営にかかる費用は、政府出資により行うものとする。

④ 国連平和協力機構の総裁は、内閣が任命し国会が承認する。

⑤ 国連平和協力機構の役職員は、公務に従事するものとみなす。平和協力隊員には一般職国家公務員の給与表が適用されが、海外派遣の場合は、同額の平和協力手当を支給し、事故、死亡、病気などにたいしては、特別手当を支給する。

⑥ 国連平和協力機構が平和協力活動を行う場合、内閣の承認を得るとともに国会に報告しなければならない。

⑦ 国連平和協力隊の語学研修、その他専門分野における養成、訓練のため、「国連平和協力研修センター」を設置する。

5 「国連平和協力会議」の設置

① 外務大臣は、国連が決議し、かつ、国連の要請にもとづき国連の平和活動が必要となつた場合、所要事項を「国連平和協力会議」に報告するとともに、平和協力隊の派遣を含む協力計画、資機材の供与等についての大綱を提示し閣議の承認を得なければならぬ。

- ② 「国連平和協力会議」は、内閣総理大臣を議長とし、次の一九省庁の行政責任者で構成する。関係行政機関は国連平和協力活動に協力しなければならない。
- 外務省
大蔵省
警察庁
科学技術庁
環境庁
国土庁
文部省
厚生省
農林水産省
通商産業省
資源エネルギー庁
運輸省
海上保安庁
気象庁
郵政省
労働省
建設省
自治省
消防庁

- ③ 「国連平和協力会議」は、内閣総理大臣を議長とし、次の一九省庁の行政責任者で構成する。関係行政機関は国連平和協力活動に協力しなければならない。
- ② 国連平和協力審議会は、国会代表を含む有識者三〇人をもって構成する。
- ③ 審議会の答申は、内閣に報告されるとともに国会にも報告するものとする。
- ## 二、「国連平和保障基金」の創設
- 国連が平和保障活動をより積極的に行えるよう恒常的な財政的準備としての「国連平和保障基金」を提案しその実現を図る。日本は、当面、G N P の〇・一%を拠出する。なお、この基金は、国連事務総長が拠出国との協定に基づきその責任において使用する。
- ## 三、国連の改組・改革と活動の充実化
- 国連が真に「平和を維持し、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努め」「平和を愛する諸国民の公正と信義」を体現し、世界が「諸国民の協和による成果を確保」できるようにするために全力を上げる。このため国連の改組・改革、活動の充実に向けて次の提案等を行い、その実現を図る。

を主体とした理事国構成と三分の二の多数決の採用など安保理事会の改組

3 ドイツ、イタリア、日本その他を対象とする「旧敵国条項」の撤廃

4 「平和維持軍」や「停戦監視団」等の活動について、これらの編成条件、活動の範囲と方法、加盟国の協力の仕方についての明記

5 國際平和の創出のため、核を含む軍縮の徹底と武器輸出禁止ならびに地域紛争の防止等についての国連のイニシアチブを求めるとともにそれへの全面協力



1990年版 政策資料号外

主な内容

- 「消費税廃止法の提案と審議経過」趣旨説明／関連法案要綱／見直し法案批判など ● 「法案審議の焦点」老人福祉等改正案／高齢者雇用安定法改正案／商法改正案／生涯学習をめぐる大都市住宅法等改正案 ● 「政策をめぐる国会論戦」日米構造協議／軍縮＆平和／選挙制度／原発事故調査報告／NTT分割問題 ● 「社会党提出法案の解説」育児休業法／国際開発協力基本法／被爆者援護法／情報公開法／空き缶空き瓶回収法 ● 「全法案要旨、審議経過、各党の態度 成果」付録「118特別国会での審議日程・各党賛否一覧表」

國
會
報
告

A5判 280頁
価格1,100円
(送料260円)

日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1 衆院第1会館内

☎ 03(581)5111 (内線)3880~3884

編集後記

政策資料編集委員会

委員長 伊藤茂
編集委員 松前仰
 温井寛
 佐藤敬治
 水田稔
 佐藤三吾
 矢田部理
 押田三郎
 浜谷博
 川那辺博
 佐間田勝美
 山本正和
 村山富市
 田中恒利
 稲穂山篤

少年易老學難成
一寸光陰不可輕
未覺池塘春草夢
階前梧葉已秋聲

好きな詩である。「池のほとりの春の草花
が、やわらかく美しいなあと思つていたら、
いつの間にか、玄関の前の庭木は紅葉も終り
そうで、早くも晚秋の風が枝葉をゆすり、カ
サカサと寂しく音をたてている」。ともかく、
今月は一九九〇年の師走である。本当に「光
陰矢の如し」である。

それにしても、日本の今の少年はダメであ
る。食事も、内蔵も、体力も、気力も、礼儀
も、公徳心も、全くメチャクチャな青少年が
多い。「四十一歳で死ぬ」とか……。多分に「八
十歳代で世界一」という数字は下降するだろ
う。

男兒立志出郷門

学若不成死不還

埋骨豈期墳墓地

人間到處有青山

「男兒志（こころざし）」を立てて郷里を出
た以上、都での学問が成し遂げられなければ
死すとも帰省しない。自分の骨を埋める処な

ど心配する必要はない。大自然に人間を埋葬
する場所などいくらでもある」ということだ
ろう。いまの青少年にこの詩を教えて、た
だただゲラゲラ笑うだけではなかろうか。

ふりかえつて、海外に眼を転じると、世界
五五億人から注目を浴びているサダメ・フセ
インには全く困つたものだ。洋の東西古今を
問わず人間社会は、なんといつても根本は「誠
実」である。軍事力と情報操作に得意気にな
つていると……。

勇力男兒弊勇力

文明才子醉文明

勸君須拵中庸行

天下万機帰一誠

強い男は、必ず強いて倒され、頭が良く

情報に早いと自認し、うぬぼれると、必ずつ

まづく。したがつて、人は強いて利口ぶりをせずに常に中庸の道を選んでいくことが

よいのであって、その道をすすみなさい。し

かし、天下のあらゆる機会における人間関係

は『誠』、すなはち誠実が何より一番で、人間

すべて『誠実に尽きる』ということである。
政党間も、国際社会も、町内会も、職場も……

すべてこれに尽きることだろう。

(S)

「政策資料」 購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円

送料 一部 五一円

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願ひいたします。

郵便振替 東京8-80821
又は

大和銀行 衆議院支店
普通 203888

日本社会党政策審議会



POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

December 1990

No. 291

Foreword : Masakazu YAMAMOTO, Vice-Chairman of the Policy Board

Special Issue : The Sixth National Policy Research Meeting of JSP

"Creation of Peace"-New Security Policy (Interim Report)

Draft of the Housing Basic Bill

Summary of the Amendments to the Comprehensive Resort Areas Development Act.

The Land Tax Reform Policy (Interim Report)

Documents :

The Joint Declaration by the Japan Socialist Party ,the Liberal Democratic Party and the Korean Labour Party Concerning the Japan-Korea Relationship

Comment of Chairperson DOI on the Above Joint Declaration

Comment of General Secretary YAMAGUCHI on "the UN Peace Cooperation Bill" Submitted to the Diet by the Government

Basic Idea of the Foundation of "the UN Peace Cooperation Organization"

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE JAPAN SOCIALIST PARTY**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)581-5111 Ext. 3880~4 Fax(03)502-5857

政策資料 12 月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 東京 03(581)5111内線3886~7

FAX 東京 03(502)5857

定価300円 (送料51円)